



お問い合わせ

和歌山県商工労働部企業政策局企業立地課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL : 073-441-2753 FAX : 073-422-1933
E-mail : e0622001@pref.wakayama.lg.jp



- JR和歌山駅より バスで「県庁前」下車(約15分)徒歩すぐ
- 南海和歌山市駅より バスで「県庁前」下車(約10分)徒歩すぐ

和歌山県東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階
TEL : 03-5212-9057 FAX : 03-5212-9059
E-mail : e0006011@pref.wakayama.lg.jp



- 地下鉄 有楽町線・半蔵門線「永田町駅」5番出口から徒歩すぐ
- 地下鉄 南北線「永田町駅」9番出口から徒歩すぐ

わかやま 全力 宣言

立地をお考えの企業を
力の限りサポートします！

CONTENTS

▶ MESSAGE 和歌山県知事	2
進出企業インタビュー（紀北地域／紀中・紀南地域）	3
県内企業インタビュー	7

▶ ニーズに合わせた 企業用地とレンタルオフィス

紀北地域	紀中・紀南地域
● コスモパーク加太（和歌山市）	● 上富田町事業用地（上富田町）
● 梅原(和歌山大学前駅)用地（和歌山市）	● 秋津野グリーンオフィス（田辺市）
● 和歌山市臨海地域(北港区)（和歌山市）	● 白浜町 ITビジネスオフィス（白浜町）
● 紀北橋本エコヒルズ（橋本市）	● 白浜町第2 ITビジネスオフィス（白浜町）
● 彩の台 商業施設用地 物流倉庫その他用地（橋本市）	● ANCHOR（白浜町）
● あやの台北部用地（橋本市）	● Office Cloud 9（白浜町）

▶ 進出企業をしっかりサポート 企業立地優遇制度

● 全国最高水準の奨励金制度	● 地域雇用開発助成金
● 地域未来投資促進法に基づく支援制度	● 融資制度
● 税の優遇制度 税の優遇措置Ⅰ／税の優遇措置Ⅱ	● 工場立地法の届出についてのご案内
税の優遇措置Ⅲ	● 建築確認の流れ（目安）
税の優遇措置Ⅳ	● その他、事業所の設置にあたって関連する法律等
● 市町村の優遇制度	

▶ 人材とアクセスなど県の概要 和歌山アウトライン

● 人材支援	53
● 交通アクセス 空港	57
道路	58
港湾	59
鉄道	60
● 和歌山県内の企業誘致担当窓口	61

MESSAGE

「企業を大切に」をモットーに

和歌山県では、新たな産業や雇用機会を創出するため、企業の立地を強力に推進しています。社会・経済のグローバル化や情報通信技術の急速な進歩に伴い、ビジネス環境はめまぐるしく変化しています。私たちは、その変化に的確に対応するとともに、企業のニーズに耳を傾け、企業と一緒に各種課題を解決することで、安心して事業展開していただける環境づくりを常に行っています。



和歌山県知事 宮崎 泉

また、各企業との円滑なコミュニケーションを図るため、お問い合わせにはワンストップで対応しています。本県での事業展開を御検討いただける方は、担当窓口である企業立地課または県東京事務所までお気軽にお問い合わせください。

「和歌山県で良かった」と思ってもらえるよう、職員一丸となって企業の立地を全力で支援してまいります。

和歌山県の概要

面積 **4,724.66km²**
資料：国土交通省国土地理院

人口 **872,359人**
(2025年4月1日現在)

気温 平均**17.8℃**

降水量 **1,268mm**

日照時間 **2,328時間**

気温・降水量・日照時間の資料：
「統計でみる都道府県のすがた2025」総務省 統計局



幅広い人材が集まる 便利な労働環境

トランスコスモス株式会社

和歌山市黒田39-2



トランスコスモス株式会社

CX事業統括
デジタルカスタマーコミュニケーション総括
関西サービス本部 二部 CXスクエア和歌山
センター長 大崎 匡哉 さん

当社は東京に本社を置き、顧客サポート支援やビジネスサポートなどのアウトソーシングサービスを世界28か国172拠点に提供しています。

和歌山への進出の決め手は、トランスコスモス(株)前身の創業地であり、創業者の出身地ということで故郷に貢献したいという思いもあったと聞いております。

わかやまセンターはJR和歌山駅から徒歩圏ですが、従業員の通勤の利便性が重要と考え、駐車場(約200台分)を常設し、車通勤と合わせて公共交通機関での通勤と、アクセスしやすいチャネルを確保しています。これにより和歌山市をはじめ紀北地域、海南・有田地域など、広範囲の人材が通勤圏として当社で活躍いただいております。

またMCMセンターわかやま従業員のほとんどが県内雇用で、そのうち80%が女性です。以前から女性活躍のための社内インフラを整え、『令和4年度和歌山県女性活躍推進賞』を受賞しました。

これからも地元の皆さまと男女の分け隔てなく、幅広い年齢層の皆様と一緒に業務に取り組み、和歌山県関係自治体の皆さま、企業さまとの関係発展に努めて参りたいと考えています。

進出
企業
インタビュー

和歌山県に進出した

どうして和歌山県に進出を決めたのか、なにか決め手となる制度があったのか、

理由!!

その進出理由を企業に聞いてみました。



紀北橋本エコヒルズ

用地の広さと アクセスの良さが魅力

田村薬品工業株式会社

橋本市紀ノ光台3丁目2番1号



当社は、大阪の薬の町「道修町(どしやうまち)」に本社を置き、医薬品・医薬部外品及び健康食品、清涼飲料水の製造・販売を手掛ける総合医薬品製造メーカーです。大手製薬企業製品の開発から製造まで一括して受託生産を行うとともに、研究開発による自社製品の製造・販売を行っております。和歌山県に進出したのは、海外医薬品メーカーとの競争や協業を見据え、また将来の国内少子化も見越すとともに、社員とその家族を幸せにする体制を整えることが目的です。

和歌山県を選んだ理由は、将来用地の敷地として、十分な広さを確保できること、そして京奈和自動車などによるアクセス面で、陸、海、空での輸送が有利であること、加えて何より和歌山県や橋本市の企業誘致の姿勢が活発で、親切に対応していただいたことが、選定のポイントになりました。

紀ノ光台工場(和歌山県橋本市)では、更なる受託生産に対応するため、延床面積約3,000㎡の増設工事を行い、国内外で通用する高い品質の医薬品の生産体制の増強に努め、また、本店工場(奈良県御所市)、五條工場(奈良県五條市)及び紀ノ光台工場の3工場は、製造拠点として国内のみならず、グローバルな医薬品製造工場として業容の拡大を一層図り、「健康開発企業」として貢献してまいります。



田村薬品工業株式会社
代表取締役社長
田村 大作 さん

北勢田

県と市のサポートで 全てが順調

中部抵抗器株式会社

紀の川市北勢田字山田726番11



中部抵抗器株式会社
常務取締役 統括部長
光松 克祐 さん

当社は、愛知県稲沢市に本社を置き、三菱電機(株)様向けの空調機用熱交換器やエレベーター部品、FA機器などを製造しております。この度、和歌山県にある三菱電機(株)様向けの熱交換器工場として、よりお客様の近くで生産体制を作ると共に、BCPの観点や物流コスト削減を図っていくため和歌山に進出を決めました。

進出におきましては、何かと分からないこともありましたが、県の企業立地課に相談させていただいたところ、和歌山市からも近く、京奈和自動車道などアクセスも便利な用地があるということで、北勢田第2工業団地をご紹介頂き、進出を決めることになりました。

奨励金制度はもちろん、県知事や紀の川市長のトップセールスをはじめ、県と市の職員の皆様方には非常に熱心に対応して頂き感謝しております。

雇用の面でも、各学校や就職フェアなども紹介頂き、計画通りに人材も集まり、平成25年8月から操業しております。地元採用が7割で、社員の一員として共に頑張ってくれています。

今後も事業拡大に向けて、お客様との関係、行政と地元の方々との関係を大切にしながらしっかりと事業を行っていきたいと思っています。

紀北橋本エコヒルズ

和歌山から高付加価値商品を世界へ

NTN株式会社 和歌山製作所

橋本市紀ノ光台3丁目2番7号



当社は、大阪市に本社を置く、精密機器メーカーです。世界33カ国に約220の拠点をもち、グローバルに事業を展開しています。主力商品であるベアリングは、自動車をはじめ、鉄道車両、建設機械、航空機、医療機器などさまざまな産業機械に用いられています。

2023年10月に紀北橋本エコヒルズ「紀ノ光台」で和歌山製作所を本格稼働しました。進出の決め手は、旧工場(大阪府河内長野市)からも近く、京奈和自動車道の開通により大阪市内や関西空港をはじめ、近畿・中部地方への交通アクセスが良く、生産拡張と物流短縮の観点から事業を推進しやすい。また、近隣には多数の高等学校があり、優秀な人材の確保が期待できることも魅力でした。

進出にあたり、和歌山県庁の皆さま、橋本市役所の皆さまには熱心にご対応を頂き感謝いたしております。

「和歌山製作所」では、自動車の電動化や低燃費化を背景に、市場ニーズが急速に高まっている高機能ラジアルベアリングと、産業機械分野で幅広くご使用頂くベアリングユニットの生産を行います。

地域の皆さまに愛される企業を目指すとともに、ベアリングをはじめ、機械をなめらかに動かす商品を世界に送り出し、「なめらかな社会」の実現に貢献してまいります。



interview 05 和歌山で世界に向けたモノづくりを



恵和株式会社 日高郡印南町印南原4026-13
御坊市塩屋町北塩屋字才郷谷1825-17

恵和は、東京証券取引所プライム市場に上場しているメーカーです。国内では東京と大阪に本社機能があり、和歌山・滋賀・兵庫の3か所に生産拠点ががあります。最も規模の大きな生産拠点である和歌山テクノセンターでは、パソコンやタブレット、スマートフォンなどに使用される液晶ディスプレイ用の光学フィルムなど、恵和ブランドの製品を研究・開発・生産しており、これらの製品は、今や世界のブランドメーカーに認められ広く採用されています。

和歌山県に進出した理由は、クリーン環境を維持できる立地環境の良い場所であること、県や市町村の誘致担当者が熱心に誘ってくれたこと、地元で優秀な人材の確保が望めること、気候が温暖で冬場の交通に問題のないこと、そして、高速道路の御坊ICに近く、世界への玄関口となる関西空港へのアクセスも良かったことなどです。

和歌山テクノセンターの従業員約200名のうち、約90%は和歌山出身者です。

地域で愛され、信頼され、期待される企業として、今後も和歌山の皆さんと共に全世界に貢献していきたいと思っています。



御坊工業団地



恵和株式会社
執行役員
技術生産本部 本部長
藤井 一将 さん



interview 06 地域との信頼関係も充実



SWS西日本株式会社 新宮市佐野2106-7

住友電装グループの国内製造拠点として、自動車用ワイヤーハーネスの製造を通じ、自動車産業発展の一翼を担い、三重、和歌山、石川、大分、熊本の5県に工場を展開、それぞれの地域に根差した企業です。

現在は、時代の変化とともに、海外製造拠点のマザー工場としても機能し、東南アジア各国にあるグループ会社の技術指導や人材育成にも携わっています。

三重県松阪の本社から規模拡大の為32年前に新宮市に進出し、新宮市とも長いお付き合いになりますが、私達も地域ボランティア活動にも積極的に参加させて頂き、更に信頼関係を深めていきたいと考えています。

新宮工場はほとんどが県内の雇用で、従業員は約200名。そのうち約半数が女性です。

毎年「住友電装グループワイヤーハーネス技能五輪」に参加するなど、海外グループ会社の皆さんと共に、高度な技術力を身につけようとしています。

今後世界同一最高品質の製品を生産、提供できる様、技能向上につとめていきます。

SWS西日本株式会社
製造本部 新宮工場
新宮工場長
下地 康浩 さん

interview 07

Innovationが 地方の時代を作る

クオリティソフト株式会社 西牟婁郡白浜町中1701-3



クオリティソフト株式会社
代表取締役CEO
浦 聖治 さん

「東京でなくてもできる仕事は東京でやる必要はない」この想いから、和歌山に会社を設立しました。私たちの住む日本は、水と太陽と四季が自然を育む豊かな素晴らしい国です。そしてその素晴らしいさは、開発し尽くされた都市ではなく地方にあります。世界一と言っても良いほどの豊かな自然に恵まれた日本人こそ、地方に住んでその豊かさを享受し、明日に向かう新たな発想を得て、精神的にも物質的にも豊かになり、世界に豊かさの範を示すべきだと考えています。

クオリティソフトの本社は白浜町にあり、開発拠点として約100名の社員が働いています。更に大きな雇用を生み出すには、一企業の活動範囲に留まらず、様々な企業や人がこの地に関わり協力することが必要です。それには人々や企業が交じり合えるハブが必要になります。人々が集い、交流することで新しいアイデアが生まれる場所を作りました。名付けて「INNOVATION SPRINGS」。南紀白浜の温泉にかけてイノベーションが湧き出してくる泉という意味を持ちます。ここに未来を創造する人材が集まります。

私たちは、南紀白浜に生み出したINNOVATION SPRINGSを核に、様々な人々と接点を持ち、地方からイノベーションを生み出し、豊かな世界の創造に貢献してまいります。Think Global Act Local.

私たちは自分たちの住む地域を大事にし、その豊かさに貢献したいと考えています。その積み重ねが我が国日本を豊かにし、そして豊かな世界の創造に繋がると信じています。



interview 08

リゾート要素が生み出す ポジティブスパイラル

株式会社セールスフォース・ジャパン 西牟婁郡白浜町2998-96



当社はクラウドを使った顧客管理や営業支援のサービスを展開しています。きっかけは離れたサテライトオフィスで業務を行った社員が、リフレッシュ効果やモチベーションに関してどのように変化するか実証したいと思い、総務省が推進する「地域実証事業」へ参画する形で2015年白浜町に開所しました。

拠点を決めた理由は東京本社からのアクセスの良さと安定したインフラネットワークが整備されていること。そして企業を誘致した後のサポートまでを前提に考えて和歌山県や白浜町が活動されていたことです。

現在は顧客に対応する内勤営業チームが11名おり、移住者は4名、残りの社員は東京オフィスから3ヵ月間の循環型出張で来ています。

白浜オフィスでは窓の外前面に海が広がり、自然に囲まれた環境で仕事をしているので、オフィス空間の中でもオンとオフの切り替えが効率的にできます。同じ営業チームでも東京オフィスより20%生産性が高い実績が出ています。



また、当社では社会貢献活動を行っているのですが、地域に密着したボランティア活動が社員のモチベーションになり、生産性の向上に繋がっていると感じます。

今後は様々な部門の社員が交流できる拠点にしていきたいのと、和歌山県の有望なIT人材の育成にも貢献していきたいと考えています。



株式会社セールスフォース・ジャパン
セールスディベロップメント本部
営業戦略室 室長 白浜オフィス長
吉野 隆生 さん

オンリーワンを、和歌山で創造し続けます。

株式会社島精機製作所 和歌山市坂田85番地



和歌山発、世界の総合メカトロニクス企業

品質の高さで世界的に定評のある、島精機製作所の横編機。その最新鋭機をはじめ全ての製品が和歌山の本社工場で作られています。世界初の多くの横編機を発明してきたのが、会長の島さん。コンピュータ横編機の売り上げは世界ナンバーワンのシェアを誇ります。縫製が不要でファッション性の高い製品が作れるホールガーメント横編機は、世界の有名ブランドで採用されています。「創立以来、ずっと心がけていることは、世界にないものを創ろう。



さらに、魂のこめたものを、適正な価格で世界に送り出そう。技術と感性和コスト(経済性)の3つの輪をそれぞれ大きく成長させればもっといいものができる。シマセイキスピリットは『最高機能の製品を経済的な価格でお届けする』ことです」

株式会社島精機製作所
名誉会長
島 正博 さん



和歌山の環境が、すぐれた発想を生む

世界初の技術や特許が目白押しの島精機製作所。地方都市にあって最先端技術の開発は大変では?「東京でなくても、最先端を走っていれば、情報は向こうからやってきます。人生の1/3が仕事、1/3が睡眠なら、残りの1/3は“考える”ために使うべき。和歌山には、それを可能にするゆったりとした環境があるんです。通勤時間も少なく済むので、ゆとりを持った生活を楽しむことができますね」

そして、島さんが社員に常に語るキーワードが【愛】と【創造】と【氣】。「まず、仕事を愛する。そうすればやる気につながり、創造が生まれます。そして最高機能の製品とノウハウを、お客様にお届けすることで業界は発展し、やがて信頼関係が生まれます。Give & Givenの発想です」とこやかに語ります。

和歌山で育んできた最先端の空調冷熱技術を世界へ

三菱電機株式会社 和歌山市手平6丁目5番66号



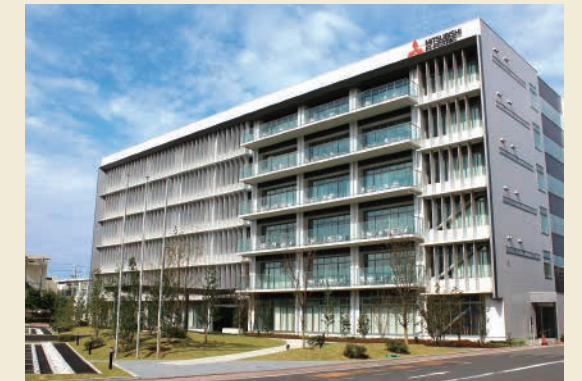
世界に誇る製品・技術を和歌山から

三菱電機株式会社冷熱システム製作所は、1943年にこの和歌山の地で操業を開始し、現在は三菱電機の空調冷熱事業の基幹事業所として大きな期待を背負い、世界数十か国へ空調冷熱機器を出荷しています。



三菱電機株式会社
冷熱システム製作所 所長
志田 安規 さん

「私たちの製作所では、カーボンニュートラルに向け、機器の省エネ性能追求に加え、システムコントローラによるエネルギー見える化や、AI技術による省エネ制御、地球温暖化係数のより低い冷媒を使用した空調機・給湯機・冷凍機の開発や、既設配管リユース空調機・冷凍機など、環境問題に正面から取り組むことで、この分野のパイオニアとしての役割を果たしてきたと自負しています。空調冷熱事業は世界的にも注目度の高い事業分野であり、当社としてもグローバルな事業展開をし



ておりますが、その中でも当製作所は、グローバル展開を支えるマザー工場として今後も大きな役割を背負っています。この和歌山の地から世界に誇る製品・技術をこれまで以上に発信していきたいと思っています。」

和歌山でこそ得られるビジネス環境

「和歌山は、世界遺産・熊野古道や高野山、また歴史ある城下町を有する一方、最近ではインフラ面での整備が強化されてきていると実感しています。加えて急速に進みつつある、IT技術を駆使した新しい働き方により、和歌山の魅力的な環境を享受しながら、日本全国あるいは世界各国と連携ができ、付加価値の高い事業活動を実施できるものと考えています。今後もいままで同様、和歌山の地域とともに成長していきたいと思っています。」

和歌山からITを通じて豊かな社会づくりを支える

「シェアクラウド」でDX推進を

スーパーなどの食品小売業向けサービス、卸売業向けクラウドEDIサービス、官公庁向け地域防災システム提供サービス、「マイナンバーカード」を活用したトラストサービス、モバイルネットワーク事業など、多岐にわたって活躍中のサイバーリンクス。「シェアクラウド(共同利用型クラウド)」による安心、安全、低価格で高品質かつ高機能なクラウドサービスを提案し、顧客の業務をデジタル化・効率化することにより、業界全体のDX推進や働き方改革を支援しています。



株式会社サイバーリンクス
代表取締役社長 東 直樹 さん

株式会社サイバーリンクス

和歌山市紀三井寺849番地の3



豊かに効率よく働ける環境づくり

「当社が、魅力あるサービスを生み出し、持続的に成長しつづけるためには、一人ひとりが心身ともに健康で、活き活きと働けることが重要であると考えています。一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮でき、豊かで充実した人生を実感できる、多様で働きがいのある環境整備を行います。」「また、企業間競争を勝ち抜いていくためには、“いかに効率よく働けるか”もポイントです。業務の効率性を向上させて企業としての競争力を強くするとともに、労働時間の短縮など、従業員の生活の充実や待遇の向上にもつなげていきたいですね。」と東さん。

同社は働く環境戦略として「Work Smart」を掲げ、テレワーク制度や時差出勤制度、社宅・単身赴任・オフィスのあり方の見直しなど、多様で柔軟な働き方のために、制度の導入や仕組みづくりを推進しています。



01 コスモパーク加太

和歌山市 高台に位置する工業用地！ 多様なニーズに対応可能な大型区画です。

分譲価格 お問い合わせください
賃貸価格 **2 6** 原則として不可
A B お問い合わせください

引渡可能時期 応相談

ご相談 和歌山県企業立地課
お問い合わせ ☎073-441-2753

2 6 和歌山県企画課
 地域プロジェクト対策室
 ☎073-441-2336

A B 和歌山市産業政策課
 ☎073-435-1040

地区概要

事業主体	2 6 和歌山県土地開発公社 A B 和歌山市
所在地	和歌山市加太、磯の浦、深山
開発総面積	2,521,000㎡
用水	工業用水 - 上水道 全体で最大1,000㎡/日 (企業側で受水槽の設置要) ※土地開発公社の開発区域のみ A B 要相談
排水	2 6 企業内処理→公共下水道 A B 要相談
電力	普通高圧 6.6kV 0km 供給電圧と需給地点までの直線距離 特別高圧 77kV 1.8km (加太変電所から引込可・企業負担有り)
都市ガス(中圧)	1,500㎡/時 1時間当たりの供給量
都市計画における用途地域	都市計画区域内(無指定)
容積率	200%
建ぺい率	60%
導入希望業種	-
備考(規制・条件等)	海抜(50m~100m)、現状引渡 2 A B 道路等インフラ未整備 6 水路等工事完了後の引渡

周辺環境



めでたいでんしゃ



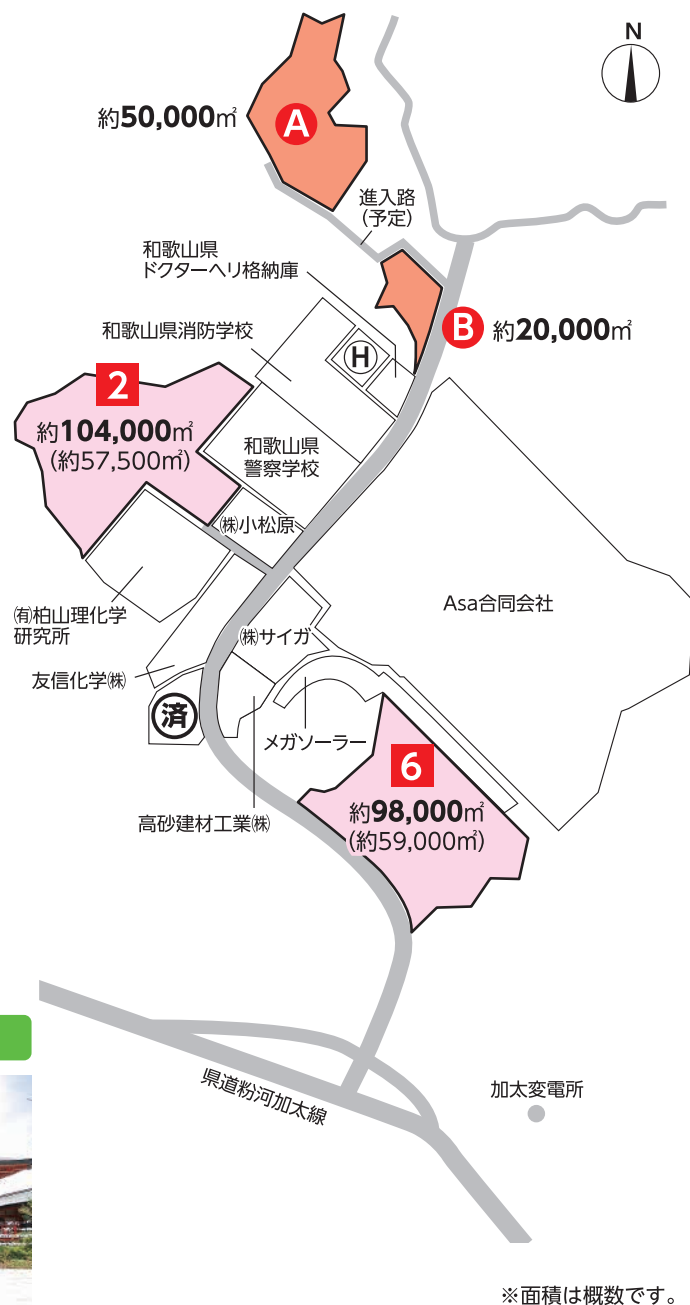
淡嶋神社



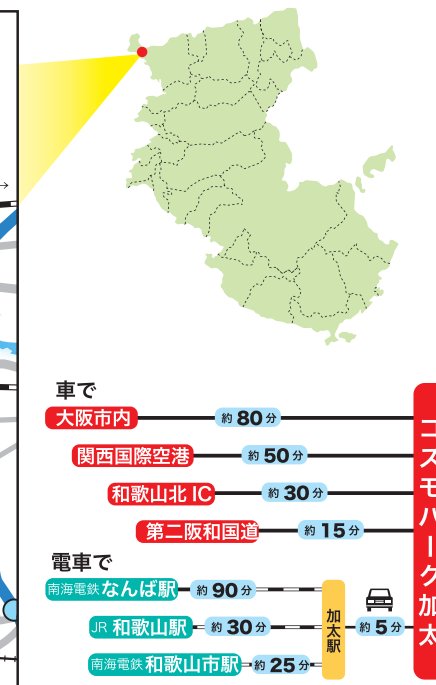
分譲エリア・賃貸面積 (うち有効面積)

2 6 全区画合計 約202,000㎡(約116,500㎡)

A B 全区画合計 約70,000㎡



交通アクセス



開発
予定

和歌山市

うめ はら わ か やま だい がく まえ えき よう ち

梅原（和歌山大学前駅）用地

第二阪和国道平井ランプから車で約5分（約2.5km）/和歌山大学前駅徒歩圏内

交通アクセス

空港近距離

高速道路近距離

国道近距離

地域指定

地域未来投資促進法に基づく促進地域

2027年度
分譲開始予定

分譲価格

お問い合わせください

引渡可能時期

お問い合わせください

ご相談
お問い合わせ

和歌山県企業立地課 ☎073-441-2753

和歌山市産業政策課 ☎073-435-1040

サンヨーホームズ(株) 和歌山プロジェクト室 ☎06-6578-3424

随時申込受付中

地区概要			
事業主体	サンヨーホームズ株式会社	都市ガス	大阪ガス本管より供給 供給量については要協議
所在地	和歌山市梅原、中	都市計画における 用途地域	工業地域
開発総面積	約270,000㎡	容積率	200%
用水	供給量については要協議(P12右下※参照)	建ぺい率	60%
排水	個別浄化槽設置の上、既設下水管に放流 排出量については要協議	導入希望業種	応相談
電力	関西電力より供給 供給量については要協議	備考(規制・条件等)	海拔(約100m)

交通アクセス



分譲エリア（うち平地面積）

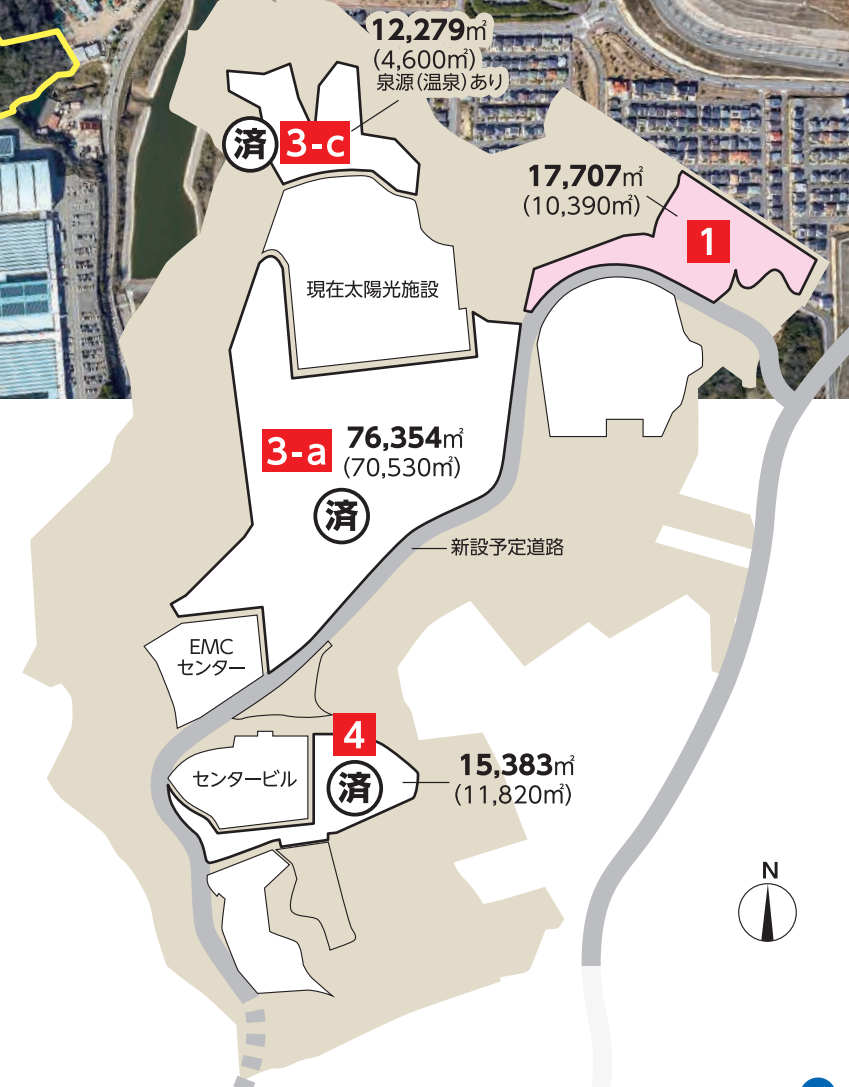
全区画合計

17,707㎡（10,390㎡）

周辺環境



和歌山大学前駅



和歌山市臨海地域（北港区）

和歌山市 臨海部の新たな工業団地／和歌山下津港から車で約10分！



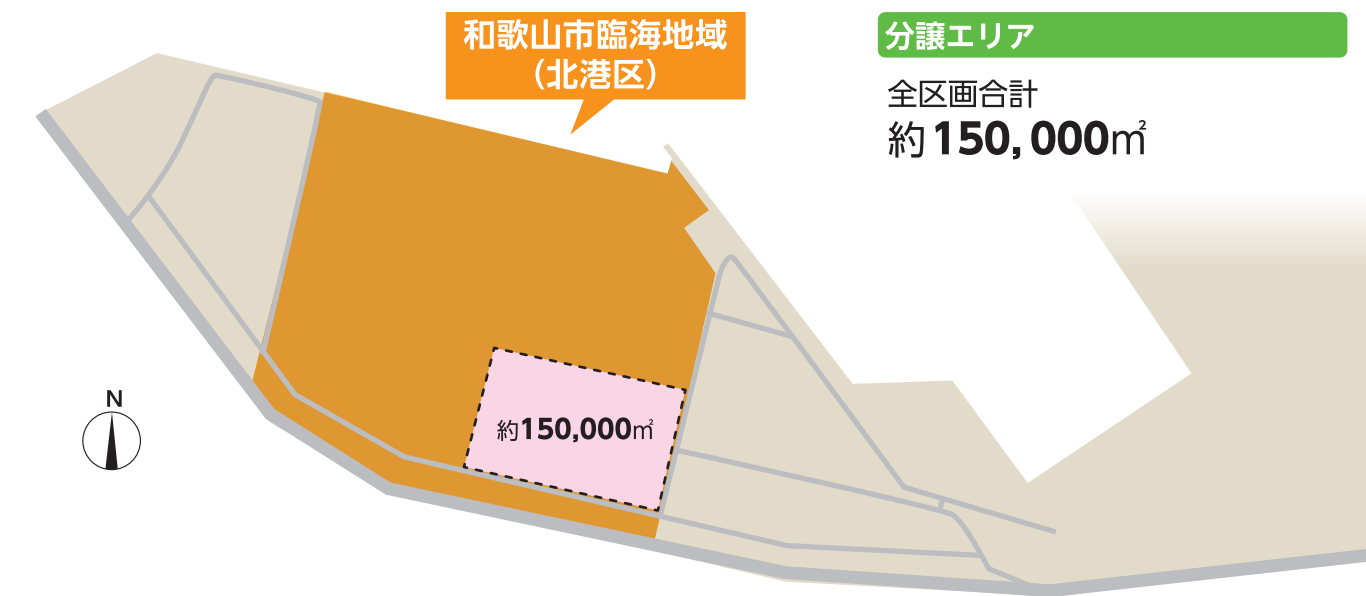
分譲価格	お問い合わせください
引渡可能時期	お問い合わせください
ご相談 お問い合わせ	和歌山県企業立地課 ☎073-441-2753 関西電力(株)火力事業本部総務グループ ☎06-6459-0433
地区概要	
事業主体	関西電力株式会社
所在地	和歌山市湊字浜ノ坪
開発総面積	約150,000㎡
用水	要相談
排水	企業内処理→排水路→海域 (整備内容調整中)
電力	普通高圧 20kV 6.3km 供給電圧と需給地点 までの直線距離 特別高圧 70kV 2.7km
都市ガス	無
都市計画における 用途地域	工業専用地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
導入希望業種	要相談(GX関連企業など)
備考(規制・条件等)	海拔(約4m)

交通アクセス



車で	関西国際空港	約 40分
	和歌山 IC	約 20分
	第二阪和国道	約 10分
	和歌山下津港	約 10分
電車で	南海電鉄なんば駅	約 60分
	JR 新大阪駅	約 60分
	和歌山市駅	約 10分
	JR 和歌山駅	約 15分

和歌山市臨海地域（北港区）



周辺環境



ガントリークレーン(和歌山下津港本港区)

港湾施設や空港から好アクセス

臨海部の大規模用地で
進出企業のニーズに対応

紀北橋本エコヒルズ

京奈和自動車道橋本東ICから車で約5分！



交通アクセス



車で	大阪市内	約 60 分
	美原北 IC	約 50 分
	西名阪郡山 IC	約 45 分
	関西国際空港	約 60 分
	和歌山 IC	約 40 分
	橋本東 IC	約 5 分
電車で	南海電鉄 なんば駅	約 41 分
	南海電鉄 堺東駅	約 28 分
	南海電鉄 河内長野駅	約 13 分

紀北橋本エコヒルズ



あや だい ぎょうむ しょうぎょう し せつ よう ち
彩の台 業務・商業施設用地



分譲エリア

全区画合計 **5,089㎡**



分譲価格 **1億円**
賃貸価格 お問い合わせください
引渡可能時期 お問い合わせください

ご相談
お問い合わせ 和歌山県企業立地課
☎073-441-2753
南海電気鉄道(株)
不動産事業本部
不動産営業部
☎06-6644-7158

地区概要

事業主体	南海電気鉄道株式会社
所在地	橋本市あやの台一丁目
開発総面積	32,152㎡
用水 1日当たりの 給水可能量	工業用水 上水道
排水	企業内処理→公共下水道
電力 供給電圧と需給地点 までの直線距離	普通高圧 6.6kV 0km 特別高圧 要協議
都市ガス 1時間当たりの供給量	—
都市計画における 用途地域	近隣商業地域
容積率	200%
建ぺい率	80%
導入希望業種	事務所・倉庫・店舗・車留
備考(規制・条件等)	海拔(約175m)

あや だい ぶつ りゅう そう こ た よう ち
彩の台 物流倉庫その他用地



分譲価格 **2億3,600万円**
3億2億円
4億1,300万円
5億1,500万円

賃貸価格 お問い合わせください

引渡可能時期 お問い合わせください

ご相談
お問い合わせ 和歌山県企業立地課
☎073-441-2753
南海電気鉄道(株)
不動産事業本部
不動産営業部
☎06-6644-7158

地区概要

事業主体	南海電気鉄道株式会社
所在地	橋本市あやの台三丁目
開発総面積	192,926㎡
用水 1日当たりの 給水可能量	工業用水 上水道
排水	企業内処理→公共下水道
電力 供給電圧と需給地点 までの直線距離	普通高圧 6.6kV 0km 特別高圧 要協議
都市ガス 1時間当たりの供給量	—
都市計画における 用途地域	2 3 4 準住居地域 ※特別用途地区 5 第1種中高層住居専用地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
導入希望業種	—
備考(規制・条件等)	海拔(約180m～約200m)

分譲エリア

全区画合計 **54,378㎡**



あやの台北部用地 (第1次事業)

京奈和自動車道橋本東ICから車で約5分! 京阪神から交通アクセスの良い内陸型の工業団地!

交通アクセス



高速道路近距離



国道近距離

地域指定

半島振興対策
実施地域地域未来投資促進法
に基づく促進地域地方活力向上地域
(移転型・拡充型)

分譲価格 **29,000円/㎡(目安)**

ご相談
お問い合わせ

和歌山県企業立地課 ☎073-441-2753

橋本市企業誘致室 ☎0736-33-1211

南海電気鉄道(株) 不動産営業本部 不動産部 ☎06-6644-7158

随時申込受付中

地区概要

事業主体	橋本市	都市ガス	-
所在地	橋本市あやの台四丁目、五丁目	都市計画における用途地域	工業地域 ※特別用途地区
開発総面積	全体 約1,410,000㎡ 第1次事業 約950,000㎡	容積率	200%
用水	工業用水 -	建ぺい率	60%
1日当たりの給水可能量	上水道 650㎡/日(第1次事業全体)	導入希望業種	応相談
排水	公共下水道計画区域内で污水管へ接続可 ただし、排水量については要協議	備考(規制・条件等)	海拔(約200m)
電力	普通高圧 6.6kV 0km		
供給電圧と需給地点までの直線距離	特別高圧 要協議		

交通アクセス



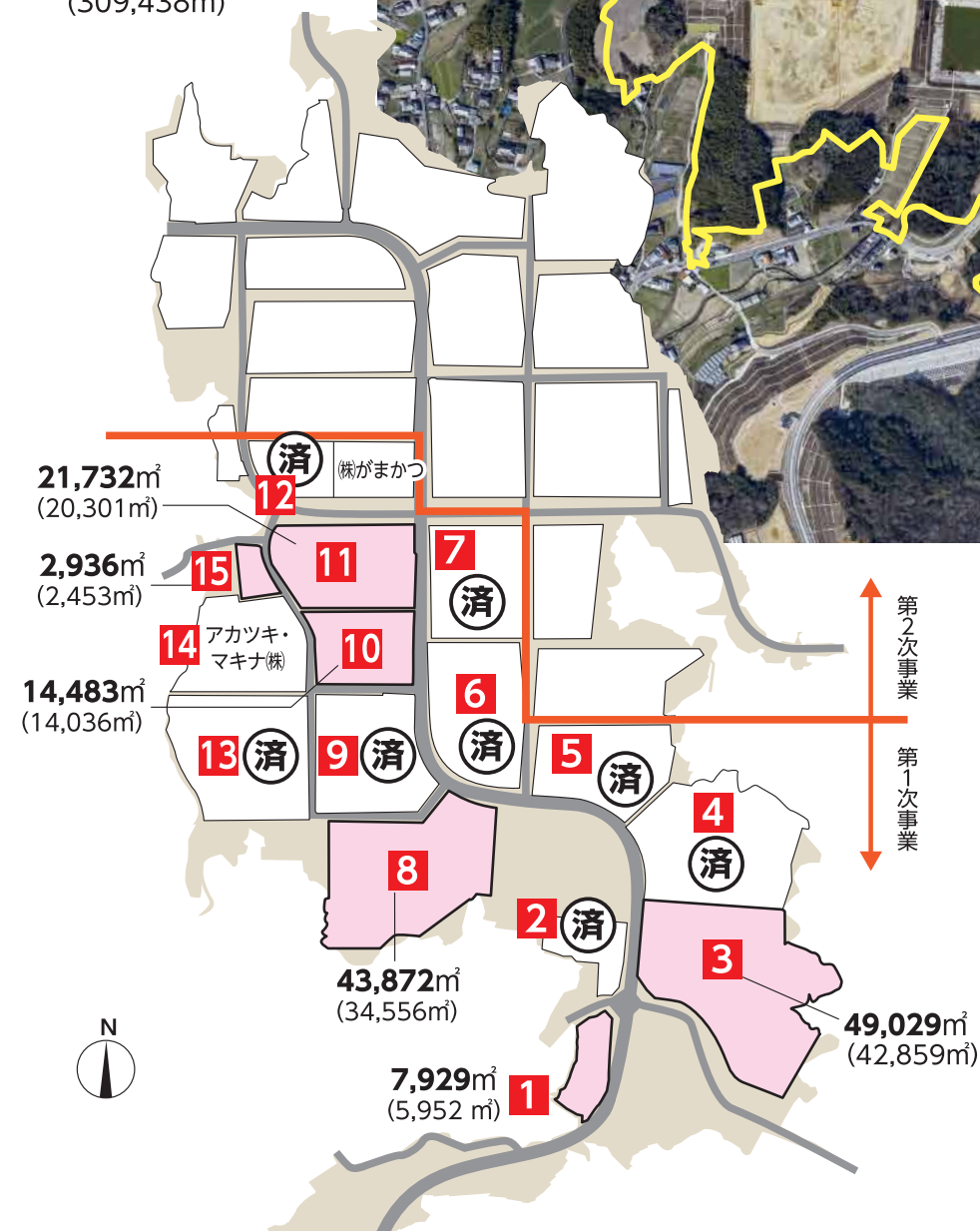
車で	大阪市内	約 60 分
	美原北 IC	約 50 分
	西名阪郡山 IC	約 45 分
	関西国際空港	約 60 分
	和歌山 IC	約 40 分
	橋本東 IC	約 5 分
電車で	南海電鉄 なんば駅	約 41 分
	南海電鉄 堺東駅	約 28 分
	南海電鉄 河内長野駅	約 13 分
	林間田園都市駅	約 10 分

あやの台北部用地

分譲エリア

(うち平地面積)

全区画合計
341,528㎡
(309,438㎡)



単位: ㎡

区画	面積(全体)	面積(平地)
1	7,929	5,952
2	8,114	6,699
3	49,029	42,859
4	35,371	32,432
5	20,813	18,274
6	25,134	23,231
7	21,102	19,280
8	43,872	34,556
9	24,117	23,266
10	14,483	14,036
11	21,732	20,301
12	16,619	15,998
13	29,719	29,719
14	20,558	20,382
15	2,936	2,453
合計	341,528	309,438

交通アクセス



空港近距離



高速道路近距離



国道近距離

地域指定

半島振興対策
実施地域地域未来投資促進法
に基づく促進地域

分譲価格 42,000円/㎡(目安)

引渡可能時期 お問い合わせください

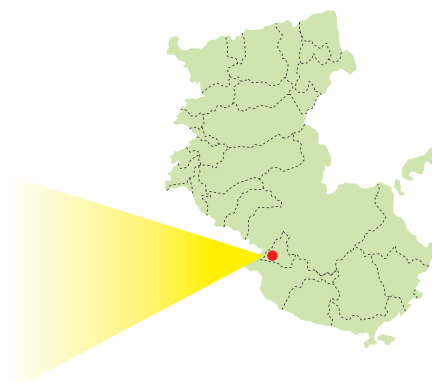
ご相談 お問い合わせ 和歌山県企業立地課 ☎073-441-2753
 (株)泰建 ☎073-433-0247

随時申込受付中

地区概要

事業主体	株式会社泰建	都市ガス	無
所在地	上富田町生馬	都市計画における 用途地域	都市計画区域内(無指定)
開発総面積	約88,721㎡	容積率	200%
用水	1,440㎡/日(団地全体)	建ぺい率	60%
排水	企業内処理→排水路→馬川	導入希望業種	—
電力	関西電力より供給 供給量については要協議	備考(規制・条件等)	海拔(約50m)

交通アクセス



車で	大阪市内	約 120 分
	関西国際空港	約 80 分
	熊野白浜リゾート空港	約 20 分
	上富田 IC	約 3 分
電車で	JR 天王寺駅	約 120 分
	JR 和歌山駅	約 75 分
	紀伊田辺駅	約 15 分

上富田町事業用地



約22,669㎡

約4,000㎡

約690㎡

分譲エリア

全区画合計
約27,359㎡

※全区画分譲面積＝平地面積
 ※面積は変更となる可能性があります。

あきづの
秋津野グリーンオフィス

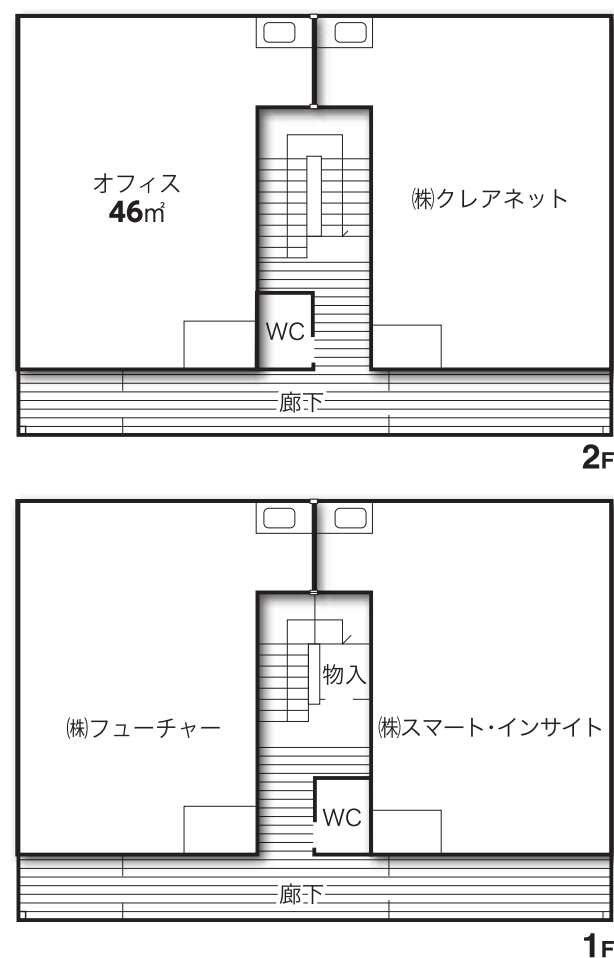
農ある豊かな自然環境で自由な発想!新しい開発環境を提案します。そして新しいライフスタイルも提案します。

ご相談
お問い合わせ和歌山県企業立地課
☎073-441-2748
田辺市商工振興課
☎0739-26-9970

オフィス概要

施設管理者	株式会社秋津野
所在地	田辺市上秋津4558番地の2
構造等	木造2階建(4部屋)、 面積約46㎡ 4室、空調(AC)完備
竣工	2019年2月25日
附属施設	秋津野ガルテン (元上秋津小学校跡地の木造校舎を リノベーション) 農家レストラン、宿泊施設、会議室 (最大40名)、教室を利用した交流施設

専用HP



秋津野からのメッセージ

ソフトウェアやシステム開発等を、秋津野の里の豊かな農村空間で実現しませんか。田舎で暮らす新しいライフスタイルもご提案します。都会での仕事や人間関係のストレスを、秋津野の里の自然や農業、そして、ここに暮らす人々が癒してくれるでしょう。この里で、全国の地方が再生のために待ち望んでいるICTを活かす取り組みやシステム開発をしてみませんか。



秋津野グリーンツーリズム(YouTube)



農家レストラン「みかん畑」



上秋津低山ウォーク(YouTube)



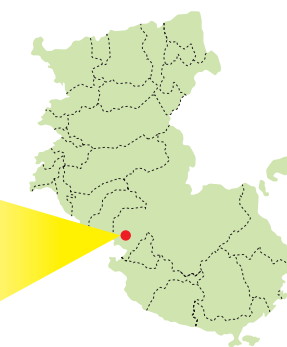
みかんの収穫体験(年中)

秋津野ガルテン
(旧上秋津小学校の校舎)

交通アクセス



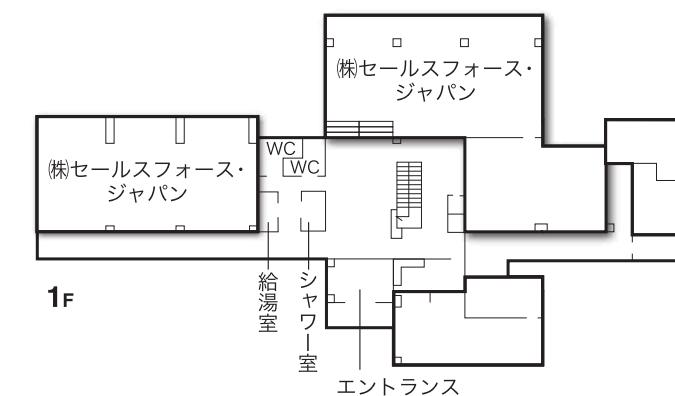
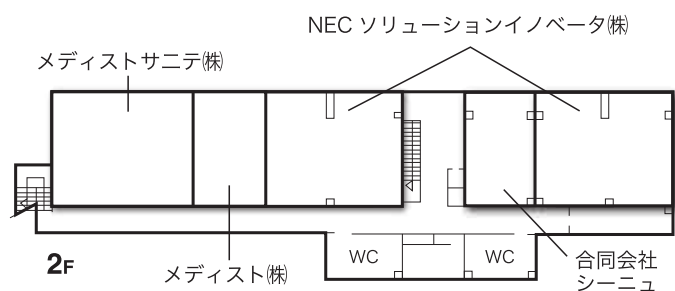
東京から	羽田空港	約70分	熊野白浜リゾート空港	約25分	秋津野グリーンオフィス
大阪から	JR 新大阪駅	約120分	JR 紀伊田辺駅	約10分	秋津野グリーンオフィス
	大阪市内	約120分	南紀田辺IC	約10分	秋津野グリーンオフィス
和歌山から	JR 和歌山駅	約60分	JR 紀伊田辺駅	約10分	秋津野グリーンオフィス
	和歌山市内	約65分	南紀田辺IC	約10分	秋津野グリーンオフィス



06 白浜町ITビジネスオフィス

白浜町

オフィスは豊かな自然環境に囲まれ、ソフトウェア開発等に最適の環境です。



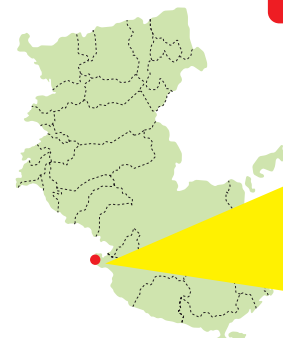
白良浜



花火大会

交通アクセス

東京から	羽田空港	約 70 分	熊野白浜 リゾート空港	約 5 分
大阪から	JR 新大阪駅	約 150 分	JR 白浜駅	約 10 分
大阪市内	約 115 分	南紀白浜 IC	約 15 分	
和歌山から	JR 和歌山駅	約 75 分	JR 白浜駅	約 10 分
和歌山市内	約 60 分	南紀白浜 IC	約 15 分	



白浜町第2ITビジネスオフィス
白浜町ITビジネスオフィス

07 白浜町第2ITビジネスオフィス

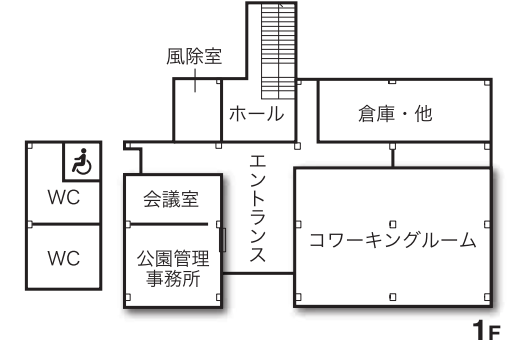
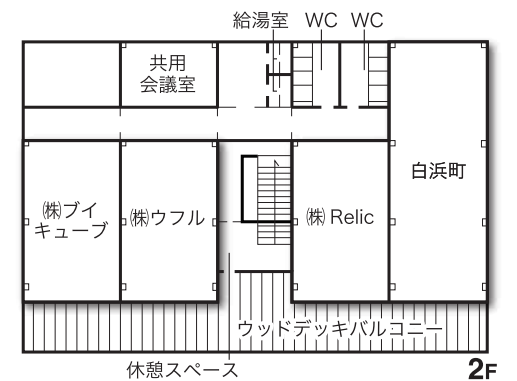
ご相談・お問い合わせ 和歌山県企業立地課 ☎073-441-2748、白浜町総務課(企画政策係) ☎0739-43-6598



オフィス概要

施設管理者	白浜町
所在地	白浜町2054番地の1(平草原公園内)
構造等	鉄骨2階建(4部屋) 面積100㎡1室、60㎡3室 共用会議室24㎡ コワーキングルーム102㎡
竣工	2018年6月

専用HP



崎の湯



賃貸価格 お問い合わせください

ご相談
お問い合わせ

和歌山県企業立地課 ☎073-441-2748

白浜町総務課(企画政策係)
☎0739-43-6598オーエス株式会社東京事務所
☎03-6880-9298

専用HP



オフィス概要

施設管理者	オーエス株式会社
所在地	白浜町1313番地
構造等	鉄筋コンクリート造、地上3階建 (遊休施設をリノベーション) 延床面積:985.85㎡ (オフィス7室:計465.89㎡) コワーキングスペース1室(会議室1室あり) シアタールーム、共用スカイテラス
竣工	2020年11月



コワーキングスペース

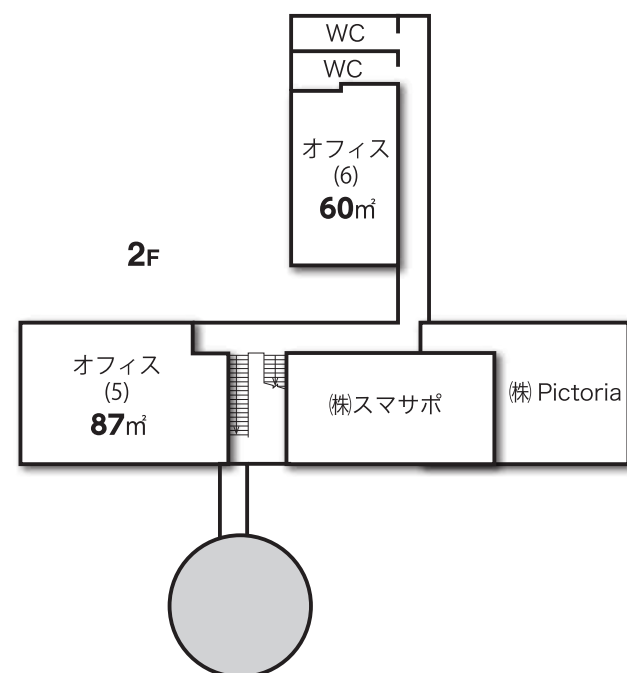


シアタールーム

3F



2F



1F



ANCHORからのメッセージ

オフィス内で働くだけでなく様々な選択肢を充実させたON/OFFの循環をテーマとした建物です。共用スペースとして140㎡超の広々としたコワーキングルーム、スクリーン・プロジェクター・スピーカーを備えたシアタールームや会議室、自然を身近に感じられるスカイテラスやピクニックガーデンを備えています。また、ワーケーションルームは1日単位の短期での利用が可能で、長期利用を希望される場合もご相談頂ければ柔軟に対応します。五感をフルに刺激して感覚・感度を高めて働きませんか？

交通アクセス



東京から			熊野白浜 リゾート空港	
羽田空港	約 70 分			約 10 分
大阪から				
JR 新大阪駅	約 150 分		JR 白浜駅	約 10 分
				
大阪市内	約 115 分		南紀白浜 IC	約 15 分
和歌山から				
JR 和歌山駅	約 75 分		JR 白浜駅	約 10 分
				
和歌山市内	約 60 分		南紀白浜 IC	約 15 分

Office Cloud 9

熊野白浜リゾート空港隣接・関東圏への出張等アクセス良好

賃貸価格 お問い合わせください

ご相談
お問い合わせ

和歌山県企業立地課
☎073-441-2748
白浜町総務課(企画政策係)
☎0739-43-6598
Office Cloud 9
☎0739-33-2330

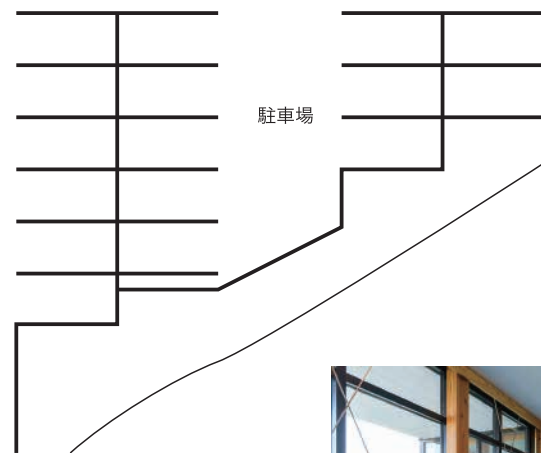
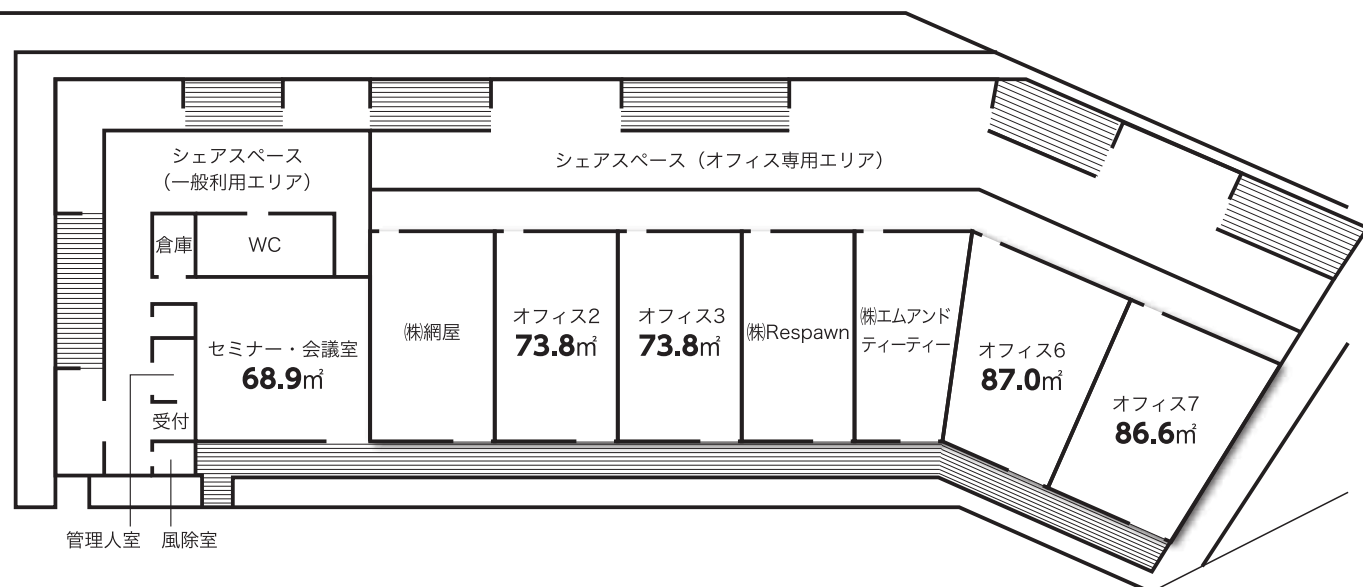
専用HP



(YouTube)

オフィス概要

施設管理者	株式会社オリエンタルコンサルタンツ
所在地	白浜町才野1622番1086
構造等	木造、地上1階建 延床面積:999.9㎡(オフィス7室・計524.9㎡) 会議室1室あり シェアスペース(個室ブースあり)
施工	2022年10月

Office Cloud 9と
空港滑走路

シェアスペース(入居者専用エリア)



眺望(駐車場側)



施設の外観

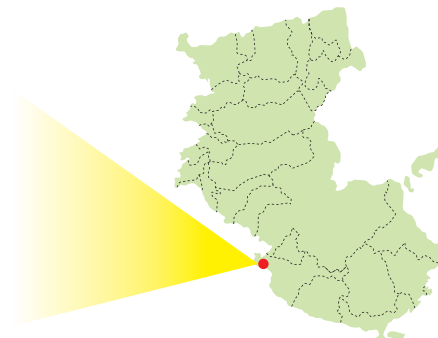
Office Cloud 9 からのメッセージ

Office Cloud 9は熊野白浜リゾート空港のすぐ隣に位置しており、東京への出張等にとっても便利です。
オフィス専用エリア内には、空港滑走路が展望できるシェアスペースを完備しており、パノラマビューを楽しみながら、テナント企業の交流・商談の場としてご利用いただけます。
本施設は木造建築物であり、Nearly ZEBの認証を取得している環境にやさしい施設です。
自然豊かな白浜で、新たな働き方を実践しませんか？

交通アクセス



東京から	羽田空港	約70分	熊野白浜リゾート空港	約5分
大阪から	新大阪駅	約150分	JR 白浜駅	約10分
大阪市内		約115分	南紀白浜IC	約10分
和歌山から	JR 和歌山駅	約75分	JR 白浜駅	約10分
和歌山市内		約60分	南紀白浜IC	約10分



県内に新たに*対象施設を**建設、取得、賃借**する企業が一定の要件を満たす場合、奨励金を交付します。

*対象施設とは、「工場」、「特定物流施設」及び「試験研究施設・オフィス施設」であり、それぞれ奨励金の取扱いが異なります。

*増設は対象外となります。

最高

100

億円

誘致対象企業の要件

①正社員数21人以上

②**工場及び特定物流施設の場合**：直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり2,000万円以上

試験研究施設・オフィス施設の場合：直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり1,200万円以上

③過去5年以内に重大な法令違反、反社会的行為をしていないこと。

④環境保全、労働環境の向上、地域社会への貢献について十分な実績と能力を有すること。

⑤安定した雇用機会の創出、地域経済産業の活性化に寄与すること。

注：①②の要件を満たさない場合でも、審査会で審査を行い、対象と認められる場合があります。

工場の奨励金

奨励金の交付要件 下記**①②**の要件を操業開始から1年目に満たす必要があります。

① 投下固定資産額

5 億円以上



紀中・紀南地域等の特定業種にあつては、**1** 億円以上

② 新規地元雇用者と転入雇用者の総数

10 人以上



紀中・紀南地域の特定業種にあつては、新規地元雇用者と転入雇用者の総数が**5人以上**

※1 紀中・紀南地域

有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

※2 特定業種

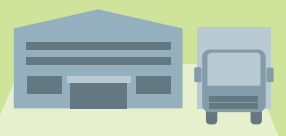
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこを除く)、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、プラスチック製品製造業

特定物流施設の奨励金

奨励金の交付要件 下記**①②③**の要件を操業開始から1年目に満たす必要があります。

① 投下固定資産額

50 億円以上



② 新規地元雇用者と転入雇用者の総数

10 人以上



③ 当該施設の県外市場における売上高等が

50 %以上で、自ら貨物運送業を行わないこと。

※特定物流施設

貨物運送取扱業、製造業、卸売業又は小売業を営む者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場であつて、物資の仕分け及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備又は物資の受注発注の円滑化を図るための情報処理システムを有する施設

奨励金の算定方法

奨励金の種類	新規地元雇用者等の数	算定方法	累計限度額
立地奨励金	100人未満	投下固定資産額×10% (注1)	2億円
	100人以上200人未満		5億円
	200人以上500人未満		10億円
	500人以上1000人未満		50億円
	1000人以上		100億円

注1 投下固定資産額200億円を超える部分に対して乗じる率は5%となります。

試験研究施設・オフィス施設の奨励金

奨励金の交付要件 右記要件を操業開始から1年目に満たす必要があります。



新規地元雇用者と転入雇用者の総数

3 人以上

ただし、和歌山市へ立地の場合にあつては、新規地元雇用者と転入雇用者の総数が**5人以上**

奨励金の算定方法

奨励金の種類		算定方法	新規地元雇用者等の数	累計限度額
雇用奨励金		(新規地元雇用者数+転入雇用者数)×30万円(3年間適用)		
立地奨励金		投下固定資産額等×30%(新規立地に係る投下固定資産額等が1,000万円以上の場合に限る)	20人未満	1億円
通信補助金		通信回線使用料×50%(3年間適用)	20人以上30人未満	2億円
オフィス賃借補助金		賃借料×50%(3年間適用)	30人以上	3億円
航空運賃補助金 (3年間適用)	情報関連事業	南紀白浜空港～東京 50%又は6,000円/回補助(いずれか高い方) 関西国際空港～東京 3,000円/回補助		
	上記以外	南紀白浜空港～東京 6,000円/回補助		
人材確保補助金 (1年間適用)	情報関連事業	①求人広告費×50% ②人材紹介手数料等×50% ③インターネットによる求人情報・求職者情報提供(人材データベース等)サービスの利用料×50%		

用語解説

●新規地元雇用者

新規立地する企業が、協定締結日以降に新規立地工場等で勤務することを前提として採用した正社員のうち、県内に住所を有し、基準日に勤務している人。(2年日以降は新たに増加した新規地元雇用者とする。)

●転入雇用者

新規立地する工場等で勤務するため、県外から県内に住所を移転した正社員で、新規地元雇用者を除いた人。

●正社員

期間の定めのない雇用契約を締結した労働者で、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入した人。

●投下固定資産額

地方税法第341条に規定する固定資産(土地を除く)のうち工場等において当該事業の用に供するものの取得価格の合計額(消費税及び地方消費税を除く)。割賦払い及びリース契約等で所有権移転をするものについては、その全額を資産とします。

●投下固定資産額等

投下固定資産額及び新規事業所において当該事業の用に供するものの額。固定資産に当たるもので賃借契約を締結しているもの(建物を除く)を含み、消費税及び地方消費税を除きます。

▶ 地域未来投資促進法に基づく支援制度

概要

事業者が工場等の新設・増設や設備投資などを行う場合に「地域経済牽引事業計画」の承認を行っています。
知事の承認を受けると税の優遇制度などの支援措置を受けることができます。
 (国の地域経済牽引事業先進性評価委員会において先進性等の確認があります。)

地域経済牽引事業計画

- (1) 地域経済牽引事業計画承認申請書 …………… 1部
- (2) 定款の写し …………… 1部
- (3) 最近2期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書 … 1部

※(3)の書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類が必要です。

受付窓口

和歌山県商工労働部 企業政策局 企業立地課
 ☎073-441-2753

戦略的分野

■ 成長ものづくり分野

機械器具等製造分野/
 ロボット等加工・組立分野(医療・福祉分野を含む)/
 化学工業関連分野(GX・航空・宇宙分野を含む)

■ 農林水産分野 (食品、6次産業化等を含む)

■ DX分野 (IT・ソフトウェア・通信技術分野を含む)

■ エネルギー・環境分野

■ 観光分野

■ 物流関連分野

主務大臣が定める基準に係る確認申請書

県から計画の承認を受けた後に提出してください。

(1) 主務大臣が定める基準に係る確認申請書 …………… 1部

先進性等の基準に適合すると認められるときは、主務大臣から**確認書**が交付されます。(基準への適合が認められず、確認書が交付されなかった場合には、税の優遇措置は受けられません。)

受付窓口

近畿経済産業局 地域経済部 地域連携推進課
 ☎06-6966-6013



▶ 税の優遇制度

税の優遇措置Ⅰ (地域未来投資促進法)

地域経済牽引事業計画を策定し、県の承認を受けるとともに、国が定める先進性等の基準に適合すると認められ、下記の条件を満たした場合に、税の軽減措置を受けることができます。

国 税			県 税	市町村税
法人税			不動産取得税	固定資産税
対象設備	特別償却	税額控除	課税免除	課税免除(3年間)
機械装置・器具備品	35%	4%	適用要件 承認地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。)のための対象施設(建物、土地、構築物)を設置 農林漁業関連業種 対象施設の取得価額5,000万円超 上記以外の対象業種 対象施設の取得価額1億円超 適用期限 2028年3月31日	市町村条例に基づく ※償却資産(構築物を除く)は対象外
上乗せ要件を満たす場合	50%	5～6%		
建物・附属設備・構築物	20%	2%		
税額控除もしくは特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税負担を軽減 ※設備投資額1億円以上／事業が対象 ※中古の対象資産の取得や、対象資産を貸付けの用に供する場合は対象外 ※その他上乗せには要件あり				

※地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

※対象となる建物は対象事業の用に供する部分。対象となる土地(取得後1年以内に家屋等の建設の着手があった場合に限る。)は対象建物の水平投影部分。

※前年度の減価償却費(連結会社を含む)の25%を超える設備投資が対象。

税の優遇制度Ⅱ (中小企業等経営強化法)

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社等を除く)。
対象設備 ※1	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備【減価償却資産の種類ごとの要件(最低取得価格)】 ①機械装置(160万円以上) ②測定工具及び検査工具(30万円以上) ③器具備品(30万円以上) ④建物附属設備(※2)(60万円以上)
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	・1.5%以上の賃上げ方針を表明した場合 課税標準を3年間1/2に軽減 ・3.0%以上の賃上げ方針を表明した場合 課税標準を5年間1/4に軽減

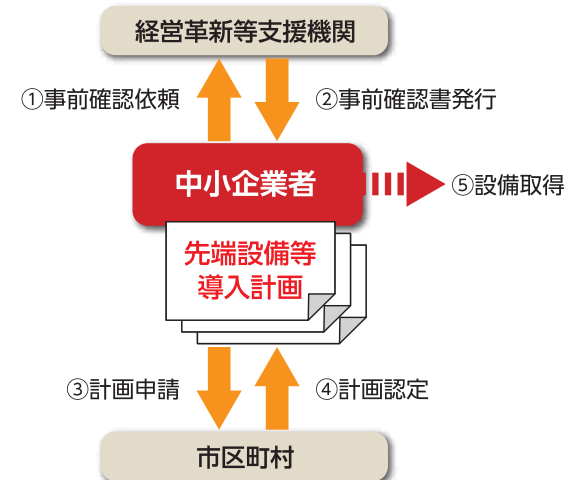
※1 市町村によって異なる場合あり

※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

先端設備等導入計画

中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等導入計画を策定し、新たに導入する設備が所在する市町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。(詳細は市町村の商工担当課にお問い合わせください。)

先端設備等導入計画の認定フロー



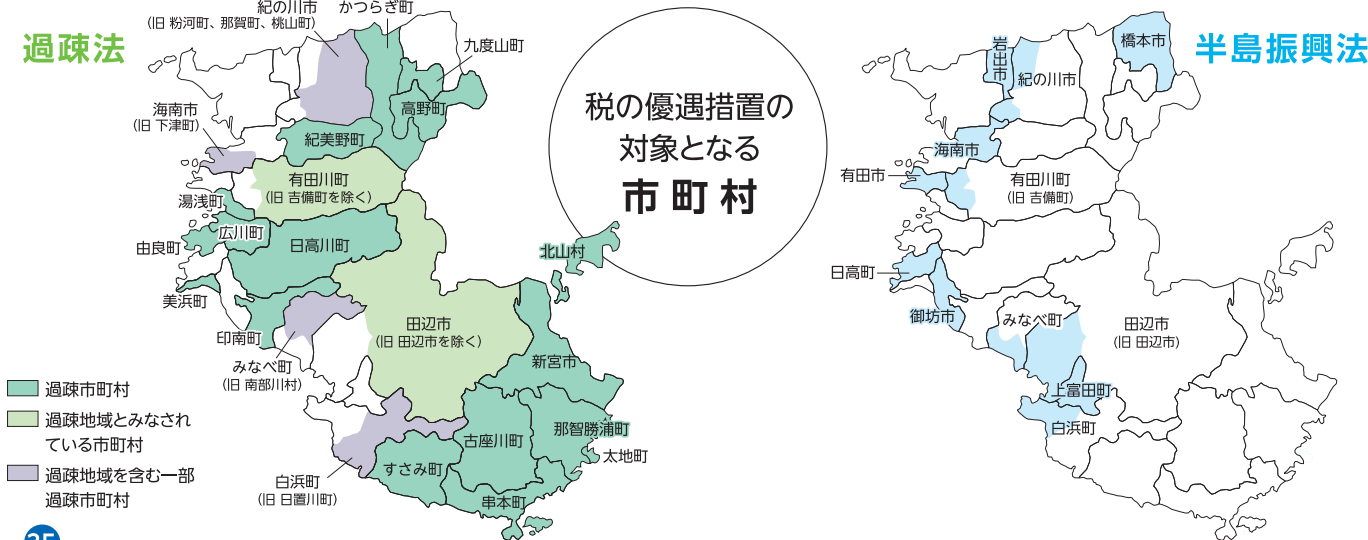
税の優遇措置Ⅲ（過疎法(注1)・半島振興法）

対象 法律	国 税		県 税		市町村税
	法人税・所得税		不動産取得税	事業税	固定資産税
過疎法	工業用機械等の割増償却		課税免除	課税免除(3年間)	課税免除(3年間)
	機械・装置…普通償却限度額の32/100 建物・附属設備、構築物…普通償却限度額の48/100 割増償却期間…5年 対象事業 ①製造業、旅館業 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 適用要件 ①対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物(注3)の取得価額500万円(資本金が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物(注3)の取得価額500万円以上 ※②については資本金5,000万円超の場合、新增設に係る取得等が対象 ※取得価額は、補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金を差し引いた金額が対象 適用期限 2027年3月31日		対象事業 ①製造業、旅館業 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 適用要件 ☆ ①特別償却設備(注2)の取得価額500万円(資本金が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②特別償却設備(注2)の取得価額500万円以上 適用期限 2027年3月31日		市町村条例に基づく
半島振興法	工業用機械等の割増償却		不均一課税	不均一課税(3年間)	不均一課税(3年間)
	機械・装置…普通償却限度額の32/100 建物・附属設備、構築物…普通償却限度額の48/100 割増償却期間…5年 対象事業 ①製造業、旅館業 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 適用要件 ①対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物(注3)の取得価額500万円(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物(注3)の取得価額500万円以上 ※②については資本金5,000万円超の場合、新增設に係る取得等が対象 ※取得価額は、補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金を差し引いた金額が対象 適用期限 2027年3月31日		対象事業 ①製造業、旅館業 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 適用要件 ☆ ①特別償却設備(注2)の取得価額500万円(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②特別償却設備(注2)の取得価額500万円以上 適用期限 2027年3月31日		市町村条例に基づく

(注1) 過疎法：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
税の優遇措置が適用されるのは、各市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内に限ります。

(注2) 特別償却設備とは、国税の割増償却の対象となる機械・装置、建物・附属設備をいいます。なお、課税免除または不均一課税の対象となる建物・附属設備は対象事業の用に供する部分であり、対象となる土地(取得後1年以内に家屋の建設の着手があった場合に限る。)は、当該対象となる建物・附属設備の水平投影部分となります。

(注3) 構築物とは、花壇などの緑化装置や看板、敷地内の道路や堀など、一般に、建物と建物附属設備以外の土地の上に完着した建造物、土木設備、工作物をいいます。



税の優遇措置Ⅳ（地域再生法）

地域再生法に基づく企業の地方拠点強化に係る地域再生計画

地方創生に関する施策の一環として、地域再生法に基づく「地方拠点強化税制」が創設されました。
国の認定を受けた地域再生計画に基づき、首都圏等からの企業の本社機能の移転並びに県内企業の本社機能の拡充を促進し、県内雇用の拡大と地域経済の活性化を目指します。

計画の名称	「和歌山県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト」	
対象区域	和歌山県内の市町村内において、「※1 移転型事業」、「※2 拡充型事業」の対象として設定した区域 「※1 移転型事業」…………… 東京23区にある本社機能を対象区域に移転し、「※3 特定業務施設」等を整備する事業 「※2 拡充型事業」…………… 東京23区以外にある本社機能を対象区域に移転し特定業務施設等を整備する事業、又は和歌山県内にある本社機能を拡充する事業 「※3 特定業務施設」……… 「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「情報サービス事業部門」、「その他管理業務部門」「商業事業部門の一部」「サービス事業部門の一部」のいずれかを有する事務所、又は全社的な役割を担う研修所、研究所	
計画の目標 (目標:2030年度)	「雇用創出」…………… 紀の川流域地域 137人／紀中・紀南地域 73人 「計画認定件数」…………… 紀の川流域地域 移転型 4件、拡充型 10件／紀中・紀南地域 移転型 3件、拡充型 4件	
税の優遇措置	和歌山県が策定し国の認定を受けた地域再生計画に基づき、事業者が本社機能の移転や拡充に係る整備計画を県に申請し認定を受けると、下記の条件を満たした場合に税の軽減措置を受けることができます。	県の認定を受けるための要件…………… (1) 和歌山県の地域再生計画に適合すること ① 特定業務施設等の整備が県計画に記載する区域内で行われること ② 整備される施設が特定業務施設等であること (2) 特定業務施設において常時雇用する従業員数が5人(中小企業は1人)以上増加すること(移転型事業の場合は過半数が東京23区からの移転であること等の要件あり)

国 税			
法人税・所得税			
オフィス減税		雇用促進税制	
移転型	拡充型	移転型	拡充型
オフィスに係る建物等の取得価格に対し、税額控除7%又は特別償却25%	オフィスに係る建物等の取得価格に対し、税額控除4%又は特別償却15%	① 増加雇用者1人あたり最大50万円を税額控除 ② ①に加え増加雇用者1人あたり、40万円の税額控除を追加(上乗せ措置)	増加雇用者1人あたり最大30万円を税額控除
対象事業 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って行う事業 適用要件 特定建物等を取得し、事業の用に供すること ※特定建物等：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物で取得価格の合計額が3,500万円(中小企業者の場合は1,000万円)以上のもの 限度額 税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%		対象事業 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って行う事業 適用要件 適用年度、その前年度及び前々年度中に事業主都合による離職者がいないこと 限度額 雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額の20%	

※オフィス減税と雇用促進税制の同一年度における併用は不可。ただし、雇用促進税制の上乗せ措置については、オフィス減税との併用が可。

県 税					
事業税		不動産取得税		県固定資産税(大規模償却資産)	
移転型	拡充型	移転型	拡充型	移転型	拡充型
課税免除(3年間)		課税免除	不均一課税	課税免除(3年間)	不均一課税(3年間)
適用要件 (1) 2015年10月8日から2026年3月31日までの間に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であること。 (2) 当該認定を受けた日の翌日以後3年を経過する日までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産を新設又は増設すること。 (3) (2)の減価償却資産は、取得価額の合計額が3,800万円(中小企業者等にあっては1,900万円)以上のものであること。					

市町村税	
固定資産税	
移転型	拡充型
課税免除又は不均一課税(3年間)	不均一課税(3年間)
適用要件 市町村条例に基づく	

市町村の優遇制度

- それぞれの要件に合致すれば、国・県の優遇措置を併用可能です。
- 地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除は、償却資産（構築物を除く）は対象となりません。

和歌山市	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額
設置奨励金		【対象業種：A】 製造業(製造業・植物工場)、物流関連業(物流業・卸売業・小売業)、特定サービス業(旅館・ホテル業に係る事業)、レクリエーション事業(遊園地・マリナー業等)	固定資産税・都市計画税相当額の3倍(対象となる土地・建物・償却資産) ※投下固定資産100億円以下の場合	初年度のみ	2億円
			固定資産税・都市計画税相当額(対象となる土地・建物・償却資産) ※投下固定資産100億円を超え、旅館・ホテル業以外の場合	3年間	各年度2億円
			固定資産税・都市計画税相当額(対象となる土地・建物・償却資産) ※投下固定資産100億円を超え、新規雇用者が500人以上であり、旅館・ホテル業以外の場合	5年間	各年度2億円
			新規雇用者1人につき60万円	初年度のみ	4,000万円
			新規雇用者1人につき60万円 ※新規雇用者が500人以上で、そのうち市外事業所から転勤転入した者の割合が6割を超える場合	初年度のみ	1億円
雇用奨励金		【対象業種：B】 情報サービス業、インターネット附随サービス業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、コールセンター業	新設等に伴い新たに設置した緑地に係る工事費用の50%	初年度のみ	1,000万円
環境整備奨励金		【対象業種：Bの主な要件】 ①新規雇用者(注1)数5人以上 ②対象事業所の雇用者純増数5人以上 ③正社員の人数が21人以上 ④直近決算月時の売上が正社員1人あたり1,200万円以上	対象建物で最大面積の階の床面積の2倍相当分までの用地取得費用の10% 市内間移設の場合は旧事業所用地の面積を対象用地面積から控除	初年度のみ	2億円
用地取得奨励金		【対象業種：Bのみ】	オフィス賃借費用の50%を36ヵ月分 ※和歌山市が指定する区域内の立地に限る	3年間	各年度1,000万円
固定資産税課税免除(3年間)		【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
固定資産税不均一課税(3～5年間)		【対象事業】市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法		

(注1) 新規雇用者…市内在住者または市外事業所から転勤転入した者で雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入者、かつ雇用契約に期間の定めのない者

海南市	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額
企業立地促進助成金		【対象施設】 製造業、物流関連業、情報通信業、宿泊業、試験研究施設、オフィス施設 【主な要件】 ①投下固定資産額(土地・家屋・償却資産の総額)1億円超(中小企業は3,000万円超) ②新たな常用雇用者10人以上(中小企業は3人以上)	新設等に伴い取得した事業用地、家屋及び事業の用に供する償却資産に対する固定資産税額並びに都市計画税額。	3年間	限度額無し
		【主な要件】 企業立地促進助成金の要件を満たした上で、 ①新事業所に新たに雇用された常用雇用者のうち、1年以上継続して海南市に住所を有する者。 ②既に雇用されている常用雇用者であって、新設等に伴い新事業所に勤務している者のうち、新たに海南市に転入し、1年以上継続して海南市に住所を有する者。	①又は②の要件を満たす者1人につき60万円	初年度のみ	4,000万円
固定資産税課税免除(3年間)		【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	地域未来投資促進法		
固定資産税課税免除(3年間)		【対象業種】①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31(★印)参照(旧下津町区域のみ)	過疎法		
固定資産税不均一課税(3年間)		【対象業種】①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31(★印)参照	半島振興法		
固定資産税課税免除(3年間)		【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
固定資産税不均一課税(3年間)		【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
固定資産税不均一課税(3～5年間)		【対象事業】市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法		

岩出市	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
工場設置奨励金		【対象業種】製造業、加工業 【主な要件】①市の産業振興上適当と認めたもの ②投下固定資産総額2,700万円以上 ③新たに雇用する常用雇用者20人以上(うち5人以上は岩出市の住民) ④市税を完納していること	固定資産税相当額	3年間	限度額なし
		【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	地域未来投資促進法		
固定資産税課税免除(3年間)		【対象業種】①製造業、旅館業②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31(★印)参照	半島振興法		
固定資産税課税免除(3年間)		【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
固定資産税不均一課税(3年間)		【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
固定資産税不均一課税(3～5年間)		【対象事業】市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法		

橋本市	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
工場等立地奨励金		【対象業種】製造業・物流関連業・宿泊業 【主な要件】①投下・増加固定資産総額5,000万円以上 ②新規雇用者(※1)数5人以上	投下・増加固定資産(土地含む)に対する固定資産税相当額(千円未満切捨て)	5年間	4億円(累計4億円)
		【主な要件】①投下・増加固定資産総額50億円以上 ②新規雇用者(※1)数25人以上	投下・増加固定資産(土地含む)に対する固定資産税相当額(千円未満切捨て)	5年間	8億円(累計8億円)
		【主な要件】①投下・増加固定資産総額100億円以上 ②新規雇用者(※1)数50人以上	投下・増加固定資産(土地含む)に対する固定資産税相当額(千円未満切捨て)	5年間	50億円(累計50億円)
		【対象業種】情報通信業、学術・開発研究機関 【主な要件】①新規雇用者(※1)数5人以上 ②新規雇用者(※1)の内1人以上は大卒以上の者	施設賃借料の30%(千円未満切捨て)	3年間	各年度1,000万円
オフィス・研究施設立地奨励金		【対象業種】情報通信業、学術・開発研究機関 【主な要件】①投下・増加固定資産総額1,000万円以上 ②新規雇用者(※1)数5人以上 ③新規雇用者(※1)の内1人以上は大卒以上の者	投下・増加固定資産(土地含む)に対する固定資産相当額の60%(千円未満切捨て)	3年間	3,000万円(累計3,000万円)
特定物流施設立地奨励金		【対象業種】特定物流施設(※2) 【主な要件】 ①投下・増加固定資産総額(建物・設備)10億円以上 ②新規雇用者(※1)数5人以上 ③和歌山県の誘致対象業種であり、協定を締結する企業	投下・増加固定資産に対する固定資産税相当額(土地を含む)(千円未満切捨て)	5年間	4億円(累計4億円)
		【主な要件】 ①投下・増加固定資産総額(建物・設備)50億円以上 ②新規雇用者(※1)数25人以上 ③和歌山県の誘致対象業種であり、協定を締結する企業	投下・増加固定資産に対する固定資産税相当額(土地を含む)(千円未満切捨て)	5年間	8億円(累計8億円)
		【主な要件】 ①投下・増加固定資産総額(建物・設備)100億円以上 ②新規雇用者(※1)数50人以上 ③和歌山県の誘致対象業種であり、協定を締結する企業	投下・増加固定資産に対する固定資産税相当額(土地を含む)(千円未満切捨て)	5年間	50億円(累計50億円)
		【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	地域未来投資促進法		
固定資産税課税免除(3年間)		【対象業種】①製造業、旅館業 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31(★印)参照	半島振興法		
固定資産税課税免除(3年間)		【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)以上	地域再生法		
固定資産税不均一課税(3年間)		【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)以上	地域再生法		
固定資産税不均一課税(3～5年間)		【対象事業】市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法		

(※1) 新規雇用者…市内在住者又は対象施設で勤務するために市外から転入した者で雇用保険加入者
(※2) 特定物流施設…「貨物運送取扱業」、「製造業」「卸売業」又は「小売業」を営む事業者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、高度な物流施設を有する施設。

紀の川市

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額 (累計限度額)
立地促進奨励金	[対象業種]①製造業②情報通信業③運輸業④学術研究開発機関 [主な要件] (新設の場合)①投下固定資産3億円以上 ②新設に伴い新たに常雇する従業員5人以上 (移設・増設の場合)①投下固定資産1億円以上 ②移設・増設に伴い新たに常雇する従業員5人以上	前年度納付固定資産税相当額、都市計画税相当額(千円以下切捨て) ※前年度納付固定資産税のうち新設・移設・増設対象部分のみ	5年間	限度額なし
雇用促進奨励金	[主な要件] (新設の場合)①投下固定資産3億円以上 ②新設に伴い新たに常雇する従業員5人以上 ③②のうち交付基準日以降1年以上継続して雇用している地元雇用者 (移設・増設の場合)①投下固定資産1億円以上 ②移設・増設に伴い新たに常雇する従業員5人以上 ③②のうち交付基準日以降1年以上継続して雇用している地元雇用者	新規地元雇用者数×50万円 ※純増分で換算	3年間	3,000万円
事業所設置奨励金	[主な要件]①投下固定資産3億円以上 ②新設に伴い新たに常雇する従業員5人以上	投下固定資産額の5%	初回のみ	5,000万円
宿泊施設建築奨励金	[対象業種]宿泊施設事業(ホテル・旅館) [主な要件]宿泊施設の新築のための投下固定資産総額が3億円以上であること。	新築に要した建築費用のうち、100分の10に相当する額	新築したとき	3,000万円
宿泊施設立地奨励金	[主な要件]宿泊施設の新築のための投下固定資産総額が3,000万円以上であること。また、増築の場合は1,000万円以上であること。	新築又は増築した宿泊施設に係る固定資産税及び都市計画税の合計額	(注1)	限度額なし
雇用促進奨励金 (宿泊施設立地奨励金関係)	[主な要件]宿泊施設建築奨励金の奨励措置要件を満たし、かつ、新規常用雇用者を雇用していること。	新規常用雇用者の人数に15万円を乗じて得た額	営業日後1年を経過したとき	150万円
地域資源活用奨励金	[主な要件]紀の川市産の農産物を宿泊者に提供していること。	紀の川市産の農産物を購入した費用	(注2)	年30万円
地域環境保全 対策奨励金	[主な要件]宿泊施設建築奨励金の奨励措置要件を満たし、かつ、周辺環境対策、周辺防災対策又は周辺景観保全対策を講じること。	左欄の対策のための施設及び設備に要した費用	新築したとき	3,000万円
DX推進支援補助金	・農業者でない者 ・紀の川市に事業所を有する者 ・市税等を滞納していない者 ・暴力団と密接な関係を有していない者 ・市からの商工業者向けメール配信を受信する者 ※補助対象事業に要する経費のうちパソコン、タブレット、スマートフォン等の端末の購入経費及びシステム使用料等の運用経費については補助対象外	DX推進に向けた現状診断及び実施計画策定	導入したとき	50万円
		DXに関する自社研修開催		5万円
		DXに関する外部研修参加		20万円
		テレワーク等のリモートワーク環境整備(正社員5名以上の環境整備に限る)		50万円
		先端設備等導入計画の認定を受けた設備導入のうち、DX化による生産性向上が見込まれる設備導入		10万円
		先端設備等導入計画の認定の対象とならない設備導入のうち、DX化による生産性向上が見込まれる設備導入		
		ECサイトの導入又はホームページの開設		
		(全て補助率1/2)		
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	地域未来投資促進法		
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種]①製造業②旅館業(下宿営業除く)③農林水産物等販売業④情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照(旧打田町・旧真志川町地区を除く)	過疎法		
固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象業種]①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照	半島振興法		
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法		

(注1) 営業日後、初めて課税された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して新築は10年間、増築は5年間
(注2) 営業日後、初めて課税された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して5年間

田辺市	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額 (累計限度額)
	事業所等 設置奨励金	【対象業種】製造業 【主な要件】 ・投下固定資産総額1億円以上 ・新規雇用者及び転入雇用者10人以上	固定資産税額相当額 ※下欄①に該当する場合、固定資産税額の1/2相当額(3年間)	5年間	限度額なし
	雇用奨励金	《中小企業の場合》 ・投下固定資産総額3,000万円以上 ・新規雇用者及び転入雇用者5人以上	①県との立地協定に基づく製造業の施設を新規立地した場合で、投下固定資産総額が1億円を超えとき、投下固定資産総額の10%相当額 ②県との立地協定に基づく情報通信業及び特定サービス業の施設を新規立地した場合で、施設の改修を行ったとき、その改修に要した費用の1/3相当額	初年度のみ	3,000万円
	経営支援奨励金	《中小企業の場合》 ・投下固定資産総額1,000万円以上 ・新規雇用者及び転入雇用者3人以上	新規地元雇用者数×15万円 ※1年以上の継続雇用者を対象とし、2年目以降は純増分	3年間	1,500万円 (1,500万円)
		【対象業種】 情報通信業及び特定サービス業 【主な要件】 ・投下固定資産総額3,000万円以上 ・新規雇用者及び転入雇用者3人以上	県融資制度のうち、新規開業資金又は成長サポート資金の利用に伴う信用保証料相当額	初年度のみ	限度額なし
		《県との立地協定による場合》 ・対象業種のうち市長が認めるものについては、新規雇用者及び転入雇用者3人以上の要件のみ	①県との立地協定に基づく製造業の施設を新規立地した場合で、投下固定資産総額が5億円以上、かつ新規雇用者及び転入雇用者20人以上を継続して雇用したとき、水道使用料に次の割合を乗じて得た額 (1)5年目まで1/2 (2)6年目2/5 (3)7年目3/10 (4)8年目1/5 (5)9年目1/10	9年間	2ヵ月当たり 20万円
			②県との立地協定に基づく情報通信業及び特定サービス業の施設(コールセンター、データセンターを除く。)を新規立地した場合で、操業開始後1年以内に3人以上を継続して雇用したとき、民間施設の賃借料の50%相当額 ※県のオフィス賃借補助金を受けている場合は、25%相当額	3年間	各期間 1,000万円 (3,000万円)
			③県との立地協定に基づく情報通信業及び特定サービス業の施設(コールセンター、データセンター)を新規立地した場合で、操業開始後1年以内に3人以上を継続して雇用したとき、民間施設賃借料の50%及び通信回線使用料の50%相当額 ※県のオフィス賃借補助金、通信補助金を受けている場合は、25%相当額		
	指定公用地 無償貸与	【対象業種】製造業 【主な要件】 《県との立地協定による場合》 ・投下固定資産総額5億円以上 ・新規雇用者及び転入雇用者20人以上 【対象業種】情報通信業及び特定サービス業 【主な要件】 《県との立地協定による場合》 ・投下固定資産総額2億円以上 ・新規雇用者及び転入雇用者10人以上	市が指定した市有地を無償にて貸与	7年間	
	事業所等 設置奨励金 (市内移転)	【対象業種】製造業 【主な要件】 ・正社員数21人以上 ・直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり2,000万円以上 ・投下固定資産総額1億円(中小企業の場合は3,000万円)以上	固定資産税額相当額	5年間	限度額なし
			投下固定資産総額が1億円を超えとき、投下固定資産総額の10%相当額	初年度のみ	3,000万円
		【対象業種】情報通信業及び特定サービス業 【主な要件】 ・正社員数21人以上 ・直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり1,200万円以上 ・投下固定資産総額3,000万円(中小企業の場合は1,000万円)以上	固定資産税額相当額	5年間	限度額なし
			施設の改修を行ったとき、その改修に要した費用の1/3相当額	初年度のみ	500万円
	固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)		地域未来投資促進法	
	固定資産税 課税免除(3年間)	【対象業種】製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 【適用要件】P.31(★印)参照(旧田辺市を除く)		過疎法	
	固定資産税 不均一課税(3年間)	【対象業種】①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31(★印)参照		半島振興法	
	固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超		地域再生法	
	固定資産税 不均一課税(3年間)	【対象事業】市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。		中小企業等経営強化法	

市町村の優遇制度

- それぞれの要件に合致すれば、国・県の優遇措置を併用可能です。
- 地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除は、償却資産（構築物を除く）は対象となりません。

御坊市	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額 (累計限度額)
	企業立地促進助成金	[対象施設]製造施設、試験研究施設、情報通信施設、流通関連施設(御坊工業団地、日高港湾企業用地、熊野企業用地) [主な要件]	固定資産納税額相当額×1/2	10年間	5億円(※1) (5億円)
	雇用促進助成金	①固定資産評価額1億円以上 (中小企業は3,000万円以上、情報通信施設は1,000万円以上)	増加常用従業員数×15万円(50人限度)	初年度のみ	750万円
	借地費用助成金(※2)	②増加常用従業員10人以上(中小企業は5人以上) ③市長と環境保全協定を締結すること ※日高港工業団地の場合は上記に限らない	賃料に5/100を乗じた額	5年間	500万円 (2,500万円)(※1)
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	地域未来投資促進法		
	固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象業種]①製造業、旅館業(下宿営業を除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照	半島振興法		
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
	固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法		

(※1)企業立地促進助成金と借地費用助成金を併せて受ける事業者は、合計額が5億円を限度とする。

(※2)借地費用助成金は、御坊工業団地、日高港湾企業用地及び熊野企業用地に限る。

新宮市	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額 (累計限度額)
	事業所等設置補助	[対象業種]製造業、研究開発施設 ※新宮港第二期工業用地については、食料品製造業、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製品製造業、金属製品製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業 [主な要件] ①対象固定資産5,000万円以上 ②新規地元雇用者10人以上(新宮港第二期工業用地は5人以上)	初年度：対象固定資産税額×100% 2年度：対象固定資産税額×75% 3年度：対象固定資産税額×50% 過疎法など適用の場合は上記に1/2を乗じて得た額	3年間	限度額なし
	用地取得補助	[対象業種]上記「事業所等設置補助」と同じ [主な要件] ①取得後3年以内の操業開始 ②製造業・研究開発施設3,000㎡以上 ③その他5,000㎡以上 ④新規地元雇用者10人以上 (新宮港第二期工業用地は5人以上)	取得価格×10%	初年度のみ	新宮港第二期工業用地 5,000万円 その他 3,000万円
	雇用奨励補助	[対象業種]上記「事業所等設置補助」と同じ [主な要件] ①対象固定資産5,000万円以上 ②新規地元雇用者10人以上 (新宮港第二期工業用地は5人以上)	新規地元雇用者数×30万円	初年度のみ	3,000万円
	緑地整備補助	[主な要件] 用地取得後3年以内に緩衝緑地帯を整備したもの	緑地整備に要した経費×50%	初年度のみ	500万円
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	地域未来投資促進法		
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照	過疎法		
	固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法		

有田市	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
	立地促進助成金	[対象業種]製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、サービス業及び保養施設 [主な要件]	1,2,3年度固定資産税額×100/100相当額 4年度固定資産税額×50/100相当額 5年度固定資産税額×30/100相当額	5年間	1億5,000万円 (1億5,000万円)
	雇用促進助成金	①投下固定資産総額3億円以上 (中小企業は3,000万円以上)	新規地元雇用者数×15万円	初年度のみ	限度額なし
	借地費用助成金	②施設の新設に伴う新規雇用人数10人以上(中小企業は3人以上)	賃料×5/100	5年間	500万円(2,500万円)
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	地域未来投資促進法		
	固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象業種]①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照	半島振興法		
	固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法		

紀美野町	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	地域未来投資促進法
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業 [適用要件]P.31(★印)参照	過疎法
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法
	固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法

かつらぎ町	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照	過疎法
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業 [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法

九度山町	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照	過疎法
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業 [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法

高野町	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照	過疎法
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業 [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法

広川町	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	地域未来投資促進法
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照	過疎法
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業 [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法

市町村の優遇制度

- それぞれの要件に合致すれば、国・県の優遇措置を併用可能です。
- 地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除は、償却資産（構築物を除く）は対象となりません。

日高川町	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
	日高川町 企業立地促進 対策要綱	[対象業種]製造業 [主な要件] ①投下固定資産2,500万円以上 ②新規雇用者が、新設は10人 増設は5人以上 ③3年以内に操業を開始	従業員数 5～9人 100万円 10～19人 200万円 20～39人 300万円 40～59人 400万円 60～99人 500万円 100人以上 600万円 増設の場合は1/2の額 新増設に要する借入資金の貸付利率の2%の範囲 町の借地基準額の1/2の範囲 新増設に要するインフラ整備に要した費用	初年度のみ 3年間 3年間	600万円 100万円(300万円) 個別算定 500万円(500万円)
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業 [適用要件]P.31(★印)参照			過疎法
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

白浜町	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
	企業誘致促進助成金	[主な要件] 3人以上の正社員雇用	・閉鎖中の宿泊施設を取得した場合固定資産税の1/2相当額 ・新たに新増設した場合固定資産税の2/5相当額	5年間	限度額なし
	雇用奨励金	[主な要件] ①3人以上の正社員雇用 ②投下固定資産(土地、家屋)を取得すること	新規地元雇用者数×10万円(正社員)	初年度のみ	1,000万円
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業 [適用要件]P.31(★印)参照(旧白浜町を除く)			過疎法
	固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象業種]①製造業、旅館業②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照			半島振興法
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

古座川町	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
	工場設置奨励	[主な要件] 工場の新設のため、投下した固定資産の取得額が2,000万円を超え、かつ、常時雇用する従業員の数が20人以上(奨励措置の適用を受けるのには、問い合わせが必要)	①土地の貸与 ②建物の貸与 ③環境の整備 ※①及び②にあつては、3年を限度として、無償又は時価より低い価格で貸与することができるものとする。ただし、新設の建物については、適用しない。	3年間	
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 [適用要件]P.31(★印)参照			過疎法
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

上富田町	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
	事業所等設置奨励金	[主な要件]償却資産取得額2,700万円以上	固定資産税納税額	3年間	限度額なし
	用地取得奨励金	[主な要件] ①用地取得後2年以内に操業開始 ②事業用地面積3,000㎡以上 (中小企業は1,000㎡以上) ③常用雇用者数10人以上(中小企業5人以上)	用地取得価格×10%	初年度のみ	3,000万円
	経営安定奨励金	[主な要件] 町内商工業者で県信用保証協会の経営安定関連特別保証融資のうち経営支援資金を受けた者	県信用保証協会への信用保証料を保証期間で除した額の1/2	初年度のみ	限度額なし
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象業種]①製造業、旅館業②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照			半島振興法
	固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

那智勝浦町	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
	那智勝浦町 雇用奨励金	[主な要件] 2人以上の正社員雇用 (うち少なくとも1人は新規地元雇用従業員の雇用が必要)	雇用した正社員数×20万円	初年度のみ	200万円
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照			過疎法
	固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

太地町	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照			過疎法
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

串本町	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の承認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照			過疎法
	固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	固定資産税 不均一課税 (3～5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法
	固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象業種]宿泊施設等を設置する企業 [適用要件]①固定資産取得額1億円超②新規常時雇用10人超			

▶ 地域雇用開発助成金

最寄りの公共職業安定所にお問い合わせください。
和歌山労働局職業対策課 ☎073-488-1161

雇用機会が特に不足している地域(過疎等雇用改善地域[※])の事業主が、事業所の設置・整備を行い、併せてその地域に居住する求職者等を雇い入れる場合、設置整備費用及び対象労働者の増加数に応じて助成されます。(1年毎に最大3回支給)

1. 主な受給要件

1回目の支給 受給するためには、次の1～4の要件をいずれも満たす必要があります。

- 事業所の設置・整備を行う前に、管轄の都道府県労働局長に計画書を提出**
- 事業の用に供する施設や設備を計画期間内(最長18か月間)に設置・整備**
 - 助成対象となる設置・整備費用は1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上である場合に限る。
- ハローワーク等の紹介により常時雇用する雇用保険一般被保険者を雇用**
 - 3人(創業の場合は2人)以上雇い入れること。
- 事業所における労働者(雇用保険一般被保険者)数の増加**
 - 設置・設備事業所における完了日における雇用保険一般被保険者数が、計画日の前日における数に比べ3人(創業の場合は2人)以上増加していること。

2回目・3回目の支給 受給するためには、次の1～3の要件をいずれも満たす必要があります。

- 雇用保険一般被保険者数の維持**
 - 第2回目および第3回目の支給基準日における雇用保険一般被保険者の数が、完了日における数を下回っていないこと。
- 支給対象数の維持**
 - 第2回目および第3回目の支給基準日における支給対象者の数が、完了日における数を下回っていないこと。
- 支給対象者の職場定着**
 - 完了日以降に離職者が発生した場合、一定の範囲で補充が認められますが、第2回目および第3回目の支給基準日までの離職者の数は、完了日時点の支給対象者の1/2以下、または3人以下であること。

2. 受給額

対象労働者の人数及び設置・整備に要した費用に応じて、1年ごとに最大3年間(3回)支給。

設置・整備に 要した費用	支給対象者の増加数〔()内は創業の場合の初回のみ適用〕			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

(注1) 中小企業事業主の場合は、1回目の支給において上表の支給額の1.5倍が支給されます。
(注2) 中小企業事業主の場合であって、かつ創業と認められる場合は、1回目の支給において上表の支給額の2倍が支給されます。

[※] **過疎等雇用改善地域**
・海南市(旧下津町)、紀の川市(旧粉河町、旧那賀町、旧桃山町)、海草郡紀美野町

▶ 融資制度

和歌山県企業立地 促進資金貸付制度

この制度は、和歌山県の産業の振興と、雇用の安定を図ることを目的としたもので、県内に工場等の新設、増設をするための資金の一部を融資します。

対象施設	貸付要件	貸付金
●工場 ●試験研究施設 ●特定業種 ●物流施設 ●観光保養施設	次のいずれの要件にも該当する中小企業者又は知事が特に必要と認める者。 ①知事の誘致等により工場等の新設等を行う者であること。 ②県の区域内の住民のうちから原則として5人以上又は新規雇用者数の1/5以上のいずれか多い人数を操業開始後3か月以内に雇用するものであること。	貸付限度額 2億円(特に必要と認めた場合25億円) 貸付金利 貸付実行日の長期プライムレート×3/4(%) 貸付対象経費 設備資金(土地、建物、機械設備等) 貸付期間 10年以内(うち据置2年以内) 取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

日本政策金融公庫 地域活性化・雇用促進資金

概要は以下の通りです。
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください。

中小企業事業

地域への経済波及効果の高い事業活動の促進、地域における雇用および地方創生に資する取組の促進などを通じ地域経済の活性化を図る中小企業者を支援します。

ご利用いただける方	融資利率	融資限度額、融資期間
地域未来投資促進法に基づき都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方	設備資金 2億7,000万円まで…特別利率① ただし、新規開業して7年以内の方など一定の要件を満たす場合は特別利率③ 2億7,000万円超…基準利率 運転資金 基準利率	融資限度額 直接貸付…7億2,000万円 代理貸付…1億2,000万円 融資期間 設備資金…20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金…7年以内 (うち据置期間2年以内)
地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方	設備資金 2億7,000万円まで…特別利率③ 2億7,000万円超…基準利率 運転資金 基準利率	

▶ 工場立地法の届出についてのご案内

敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上の工場を新設又は変更する場合は「工場立地法」に基づき届出が必要です。

届出対象工場

業 種	製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱、太陽光発電所は除く。）
規 模	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上。

基 準

- (1)生産施設 敷地面積の30～65%以下（業種により異なります。）
- (2)緑 地 敷地面積の20%以上
- (3)環境施設 敷地面積の25%以上（緑地含む。）
- 25%のうち、20%以上は緑地が必要で、残り5%は緑地又は緑地以外の環境施設が必要です（緑地以外の環境施設とは、噴水・広場、運動場、太陽光パネル等をいいます）。また、敷地面積の15%以上の環境施設を敷地の周辺部に配置する必要があります。
- ※現に設置されている工場等が増改築を行う場合、一定の要件のもとに緑地及び環境施設の基準が緩和される場合があります。

届出が必要な場合

- (1)新設届（法第6条） 工場を新設する場合
（それまでの工場が工場立地法の規制の適用外であった場合で敷地又は建築面積の増加により対象となる場合を含みます。）
- (2)変更届（法第8条、第12条）
- 下記の要件に該当するような製品の変更を行う場合。
 - 日本標準産業分類の他の小分類に属する業種となるようなとき。
 - 準則に示す生産施設面積率等が変わるとき。
 - 敷地面積が増減する場合。
 - 建築面積が増減する場合。
※ただし、生産施設面積の増加（スクラップ＆ビルド含む）や緑地、環境施設面積の減少を伴わない場合は届出不要。
 - 緑地・環境施設の面積が変更となる場合。
※なお、緑地等の撤去と増設を同時に行い、結果的に面積が変わらない場合であっても届出は必要。
 - 届出者の氏名、住所の変更及び工場の名称、所在地が変更する場合
※ただし、交代による代表者氏名の変更は届出を必要としません。
- (3)承継届（法第13条） 工場の譲り受け、合併等により特定工場の承継があった場合。

届出期限

新設（変更）：工事着手90日前までに市町村窓口に出届
（※ただし、短縮申請が認められた場合、30日に短縮可能）
申請様式等につきましては、各市町村担当窓口までお問い合わせください。



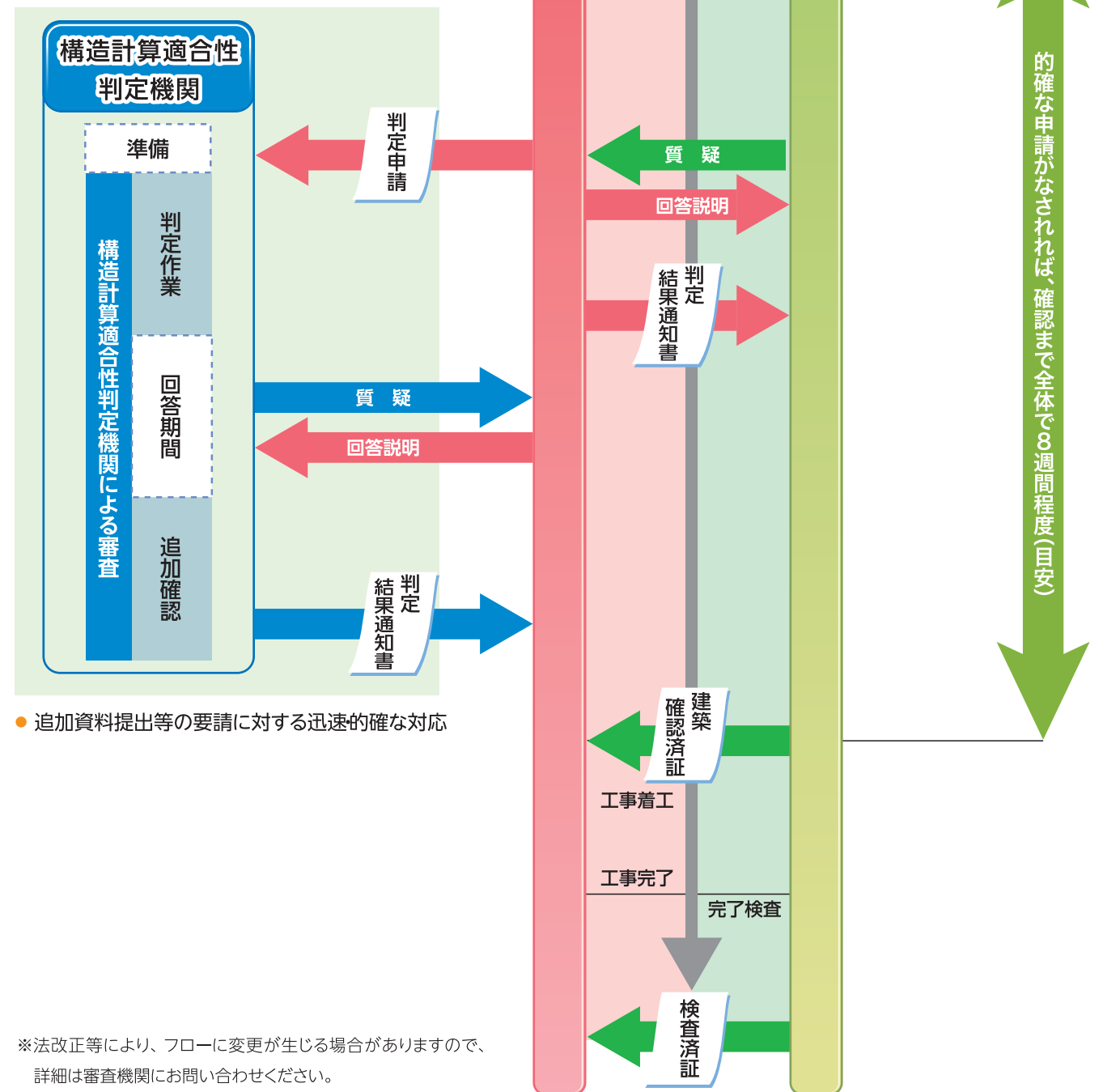
企業立地課ホームページ
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchica/>

工場立地法 Q & A

- Q** 面積はどのように算定しますか？
A 投影法による水平投影面積で算定してください。
- Q** 緑地とはどのようなものですか？
A 次のいずれかに該当する土地又は施設に設けられるものを言います。
- ①樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。
 - ②低木又は芝、その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設。
- Q** 駐車場の整備に緑化ブロックを使用した場合は緑地となりますか？
A 駐車場の緑化ブロック、屋上緑化、藤棚の下の駐車場は重複緑地として、緑地面積率の1/4までを限度として、緑地に算入できます。
- Q** 斜面地の緑地面積はどのように算定しますか？
A その水平投影面積が緑地面積となります。
- Q** 芝生の上に太陽光発電施設を設置した場合、芝生は緑地とみとめられますか？
A 芝生が適切に管理されれば、重複緑地として緑地面積率の1/4までを限度として緑地に算入できます。
- Q** 原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部の事務所、研究施設、受変電施設は生産施設にあたりますか？
A 生産施設にあたいません。
- Q** 建築物の一部に製造工程等を形成する機械又は装置が設置されている場合の生産施設面積の算定はどのようにしますか？
A 原則として、当該建築物の全水平投影面積となります。
例外的に、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とすることができます。
- Q** 1階が倉庫、2階が生産施設の場合はどのように算定しますか？
A 当該建築物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設となります。したがって、当該建築物の水平投影面積を生産施設面積とします。
- Q** 太陽光発電施設は緑地以外の環境施設となりますか？
A 売電用、自家発電用ともに、「環境施設」と位置づけます。

▶ 建築確認の流れ（目安）

- 建築確認申請は、建築物を建てる場合に建築基準法に基づき必要な手続きです。
- 確認申請は、特定行政庁（県、和歌山市）もしくは、指定確認検査機関（民間）のいずれかに申請書を提出し、確認審査が行われます。また、建築物の規模や構造計算方法に応じて、構造計算適合性判定が必要になる場合があります。
- 確認申請により、建築基準法に適合していることが確認されると確認済証が交付され、その後、工事に着手することができます。



※法改正等により、フローに変更が生じる場合がありますので、詳細は審査機関にお問い合わせください。

▶ その他、事業所の設置にあたって関連する法律等

環境関係

届出先等 和歌山市域：市環境政策課 ◎1 市産業廃棄物課、◎2 市一般廃棄物課
それ以外の地域(騒音・振動を除く)：県立保健所→県環境管理課 ◎1、◎2 県立保健所→県循環型社会推進課
それ以外の地域(騒音・振動)：各市町村環境担当課

区分		対象施設	規制区域		規制の内容		届出等
大気汚染	大気汚染防止法	ばい煙発生施設	全 域	ばい煙	硫黄酸化物	区域の区分ごとのK値規制及び一部地域について総量規制、燃料使用基準	施設の設置又は変更の届出 受理後60日間の実施の制限
		ばいじん			施設の種類及び規模ごとの濃度規制		
		有害物質			施設の種類ごとの濃度規制		
		揮発性有機化合物排出施設		揮発性有機化合物	施設の種類ごとの濃度規制	施設の設置又は変更前に届出 工事着手の14日前までに発注者が届出 作業開始前までに電子システムにより報告	
		水銀排出施設		水銀	施設の種類及び規模ごとの濃度規制		
		特定粉じん発生施設		特定粉じん	アスベスト等の濃度規制		
		一般粉じん発生施設		一般粉じん	構造・使用・管理の基準		
		特定粉じん排出等作業		特定粉じん	アスベスト等の除去作業基準		
	県条例	硫黄酸化物及びばいじんに係る特定施設	全 域		硫黄酸化物	区域の区分ごとのK値規制	施設の設置又は変更の届出 受理後60日間の実施の制限
		ばいじん			濃度規制		
有害物質に係る特定施設		有害物質			濃度規制		
粉じんに係る特定施設		粉じん			設備基準、濃度規制		
水質汚濁	水質汚濁防止法	有害物質貯蔵指定施設	全 域		構造基準	定期点検義務	施設の設置又は変更の届出 受理後60日間の実施の制限
		有害物質使用特定施設					
		特定施設	公共用水域	全 域	濃度規制（一律基準）		施設の設置又は変更の届出 受理後60日間の実施の制限
				条例に規定する4水域	濃度規制（一律基準及び条例による上乘せ基準）		
		指定地域特定施設	瀬戸内海区域※注①		濃度規制（一律基準及び条例による上乘せ基準） 総量規制（COD、窒素、りん） （排水量平均50m ³ /日以上）		施設の設置又は変更の届出 受理後60日間の実施の制限 ※注②
		瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設 事業場からの総排水量が最大50m ³ /日以上	瀬戸内海区域※注①		濃度規制（一律基準及び条例による上乘せ基準） 総量規制（COD、窒素、りん） （排水量平均50m ³ /日以上）	
	県条例		排水水に係る特定施設	全 域	濃度規制		施設の設置又は変更の届出 受理後60日間の実施の制限
	騒音・振動	騒音規制法 振動規制法	特定施設	全 域		区域の区分及び時間の区分ごとの騒音又は振動の規制	施設の設置又は変更の30日前までに届出 ※注③
			特定建設作業				工事着手の7日前までに届出 ※注③
		県条例	騒音・振動に係る特定施設※注④	全 域			施設の設置又は変更の30日前までに届出 ※注③

※注① 瀬戸内海区域とは、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町の一部、由良町の区域。
※注② 排水量平均50m³/日以上の場合は、汚濁負荷量の測定手法の届出も別途必要になります。
※注③ 各市町村環境担当課へ届出。
※注④ 騒音規制法に基づく特定施設を設置している工場・事業場については、県条例に基づく騒音に係る特定施設の届出は不要。また、振動規制法に基づく特定施設を設置している工場・事業場については、県条例に基づく振動に係る特定施設の届出は不要。

区分		対象施設	規制区域	規制の内容		届出等
悪臭	悪臭防止法	—	全 域	特定悪臭物質	区域の区分ごとの濃度規制	—
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設	全 域	濃度規制		施設の設置又は変更の届出 受理後60日間の実施の制限
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物処理施設 ◎1 一般廃棄物処理施設 ◎2	全 域	処理施設の構造基準及び維持管理基準、処理基準等		施設の設置又は変更の許可

用地取得・造成関係

法令等	内 容	届出・許可申請等	届出先等
国土利用計画法	右記以上の面積の用地を取得した場合に届出が必要(ただし、地方自治体・土地開発公社等の所有する土地は除く)	●市街化区域 2,000m ² 以上 ●その他都市計画区域 5,000m ² 以上 ●都市計画区域外 10,000m ² 以上	契約締結の日から2週間以内 市町村
都市計画法(開発許可)	右記以上の面積の開発行為(造成等)をする場合に許可が必要	●市街化区域 1,000m ² 以上 ●その他都市計画区域 3,000m ² 以上 ●都市計画区域外 10,000m ² 以上	建築確認申請前に許可が必要、建築着工前に検査・公告を終えること 都市計画区域を有する市町村 市町村 都市計画区域を有しない市町村 市町村 ▶ 県都市政策課
土壤汚染対策法	3,000m ² (既に水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場にあつては900m ²)以上の土地を形質変更(掘削、造成、切り土、盛り土)する場合に届出が必要	土地の形質変更に着手する30日前まで	和歌山市域 市環境政策課 それ以外の地域 県立保健所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域(県HPに掲載)の土地を形質変更する場合に届出が必要	土地の形質変更に着手する30日前まで	和歌山市域 市産業廃棄物課、市一般廃棄物課 それ以外の地域 県立保健所
産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例	事業を行う区域以外から搬入される土砂等による埋立て等を行う区域の面積が3,000m ² 以上の場合は許可が必要(市町村の条例により3,000m ² 未満であっても、許可が必要な場合があります)	施工前に許可が必要	和歌山市域 市産業廃棄物課 それ以外の地域 県立保健所

※工業団地以外の土地に工場等を立地する場合などには、上記以外に必要な許可・届出があります。

消防関係

法令等	内 容	届出・許可申請等	届出先等
消防法	危険物製造所等を設置する場合に許可が必要	設置前に許可が必要	各消防本部
高圧ガス保安法	高圧ガス製造事業所・貯蔵所等を設置する場合に許可・届出が必要	●設置前に許可が必要 ●届出の場合は事業開始の20日前までに必要	和歌山市域 県危機管理消防課 それ以外の地域 各消防本部
火薬類取締法	火薬の製造販売等を行う場合に許可が必要	事前に許可が必要	各消防本部

※この他にも許可・届出を必要とする場合があります。

建築関係

法令等	内 容	届出・許可申請等	届出先等
建築基準法	建築物を建てる場合に必要(建設場所、規模、構造による)	着工前に確認が必要	和歌山市域 市建築指導課 それ以外の地域
福祉のまちづくり条例	特定施設の建設を行う場合に、障害者や高齢者等が利用しやすい設計が必要(床面積が3,000m ² 以上の事務所、営業所及び工場は特定施設になります)	着工の30日前まで	
建築物省エネ法	床面積が300m ² 以上の非住宅建築物を建てる場合は省エネ基準適合性判定、床面積が300m ² 以上の住宅等を建てる場合は届出が必要	適合性判定は着工前、届出は着工の21日前まで	県振興局建設部 県建築住宅課(海草振興局管内)
景観条例	高さ13m超、又は建築面積1,000m ² 超の建築物(和歌山市、田辺市、高野町、有田川町をのぞく) 高さ13m超、又は築造面積1,000m ² 超の工作物 ※特定景観形成地域においては、届出規模が異なりますので、県都市政策課へお問い合わせください。	着工の30日前まで	市町村 県振興局建設部 県都市政策課(海南市、海草郡のみ)

※この他にも許可・届出を必要とする場合があります。

その他、事業所の設置にあたって関連する法律等

▶ 人材支援

高校生の人材育成・県内就職の促進

高校生向け企業ガイダンスや和歌山独自のきめ細やかな取組で、県内企業と学生をおつなぎしています。

企業ガイダンス

就職希望の高校3年生に対し、県内企業の魅力を発信し、県内就職を促進しています。

【令和7年度開催実績】

- 参加生徒数…4会場1,392人
- 参加企業数…4会場のべ365社



県内4会場で実施の応募前企業ガイダンス
生徒は希望に基づき企業ブースを訪問

高校生のためのわかやま就職ガイド

高校生向けに県内就職の魅力や県内企業の企業概要・採用情報を掲載しています。

- 掲載企業…384社（2025年5月版）
- 配布生徒…高校2年生全員、就職希望の高校3年生（約10,300人）



大人のオープンカンパニーの開催

高校生の県内企業への就職及び定着を促進するため、県内の高校に在学する子どもを持つ保護者及び県内高校教員を対象として、県内企業の理解を深めるためのオープンカンパニーを開催しています。



【実績】

- 2025年8月開催
- 訪問企業数…12社
- 参加人数…26人

大学生や転職希望者等のUIターン就職の促進

和歌山での就職を支援する拠点を設置し、県内外から産業人材を呼び込むため、大学生・第二新卒者・既卒未就業者、転職希望者等の県内就職を促進します。

ウェブサイト&スマホアプリ「Uiわかやま就職ガイド」

●県内企業の詳しい採用情報を掲載！

業種や職種、エリアだけでなく、女性の割合3割以上、ボーナス支給や通勤手当の有無など様々な条件から検索できます。

●就職イベントの発信！

県主催イベントだけでなく、企業が開催する会社説明会やインターンシップの情報も発信しています。

●機能が充実！

同じ大学等の入社5年以内の先輩社員がいる企業が確認できたり、インターンシップのエントリーなど機能が充実しています。

●SNS (LINE、Instagram、X) も活用し情報発信！

[アカウント名]Uiわかやま



奨学金返還助成制度(最大100万円)

優秀な人材を確保するため、参画企業に就職した学生に奨学金の返還金(最大100万円)を助成(農業・林業、漁業、建設業、製造業、情報通信業、ドラッグストア、医薬品小売業・調剤薬局、自然科学研究所に属する事業を営む参画企業に研究開発職又は技術職として就職して3年定着後、県と企業が折半で支給)しています。



UIターン就職促進イベントの開催

企業と学生及び一般求職者の出会いの場を提供し、マッチング率を向上させるための合同企業説明会及び企業向け採用力向上セミナーを開催します。また、県内企業と大学・専門学校の連携を強化する取組を実施します。

企業採用ブランドの構築支援

和歌山の地域経済を支える中小企業の採用力を強化(採用ブランドの構築)するため、採用ブランドの構築の必要性や可能性を知る機会となるセミナー及び採用ブランディングのエッセンスを学ぶことができ、実践につながることができるワークショップを開催するとともに、企画・試行検証から実践までを伴走支援する実践プログラムを実施します。

県内企業への定着支援

わかやま共育リレー

若年者の早期離職の防止及び県内の企業への定着を支援するため、就職後の不本意な離職を防ぎ、若手社員が将来のキャリアを考え、自社へのエンゲージメントを高めることを目的に、対話やワークを中心とした異業種横断の実践型研修を開催。

▶ 人材支援

わかやま就職支援センター(通称:はたらコードわかやま)

専門家による相談対応・就職支援、各種セミナーの開催、インターンシップ(転職希望者向け・学生向け)の実施、ウェブサイト・SNS等による県内企業の魅力発信、就職支援協定大学等と連携した就職イベントの開催などを行います。

また、県内企業を対象に、雇用・採用に係る相談に対応、早期離職の防止や職場定着等の支援、県主催の就職イベントの募集案内も行います。

【お問い合わせ】

わかやま就職支援センター(はたらコードわかやま)
和歌山市本町1丁目22 Wajima本町ビル3階(紀陽銀行本店向かい)
TEL:073-421-8080 SNS:LINE、Instagram、Facebook、X
[アカウント名]はたらコードわかやま
[開所時間] 9:30 ~ 18:00
[休館日] 火曜日・祝日・年末年始 ※利用は全て無料



ホームページ



就職支援協定大学(16大学)

立命館大学／神戸学院大学／京都橘大学／大阪商業大学／関西学院大学／同志社大学／追手門学院大学／近畿大学／京都産業大学／桃山学院大学／佛教大学／京都女子大学／大谷大学／関西大学／大阪学院大学／帝塚山学院大学

外国人材の受入れ促進

WAKAYAMA外国人材雇用サポートデスク

外国人材の県内就職と定着を促進するため、県内企業及び県内で就職を希望する外国人材向けワンストップ窓口としてWAKAYAMA外国人材雇用サポートデスクを運営

時間 平日10:00~17:00(土日祝及び年末年始を除く)
TEL:050-5527-9954
MAIL:mail@wakayama-job-supportdesk.com
※電話・メール・オンラインによる対応が中心であるが、木曜日は、わかやま就職支援センター(通称:はたらコードわかやま)の相談ブースにおいて対面対応。(※要予約)

【はたらコードわかやまの所在地】

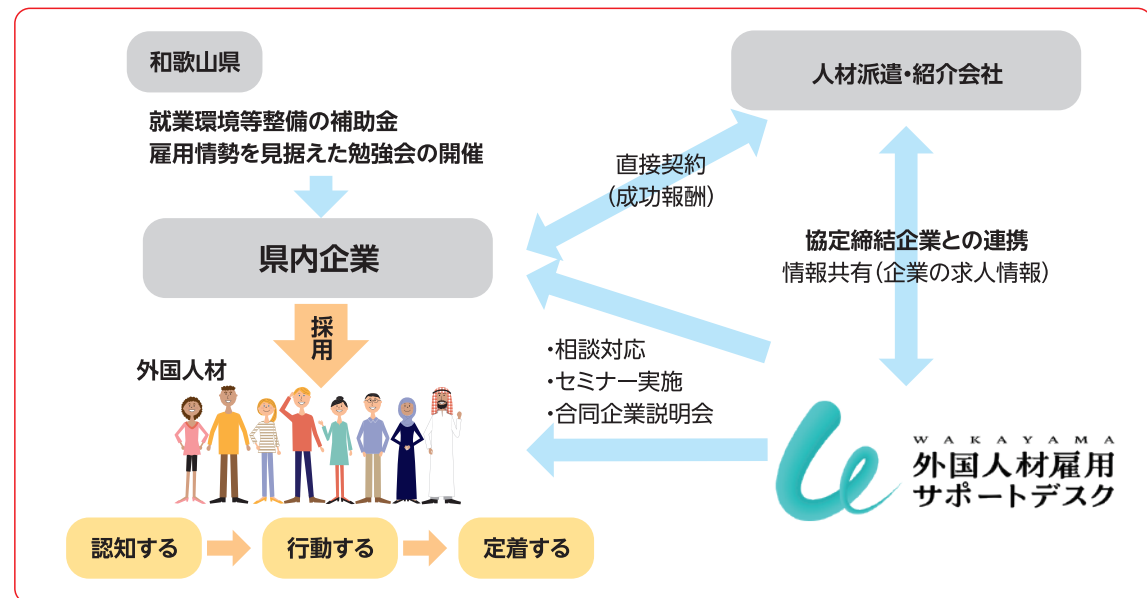
和歌山市本町1丁目22番地 Wajima本町ビル1階

県内企業向け支援：

- ・外国人材の採用や雇用に関する相談対応
- ・外国人材の雇用や定着支援に関するセミナー等の開催
- ・県と協定締結している人材紹介会社との連携(②参照)

外国人向け支援：

- ・外国人の和歌山での就職活動に関する相談対応
- ・就職支援セミナーや合同企業説明会の開催
- ・和歌山県プロモーション動画の制作と発信



県内企業の高度外国人材等受入れに関する連携協定

県内企業と優秀な外国人材のマッチングを支援するため、外国人材の紹介及び派遣を業としている企業15社と和歌山県が連携協定を締結。県やサポートデスクと連携し、県内企業への優秀な外国人材の雇用促進を図る。

協定締結先企業	本社所在地	主な特徴
(株)アイデム	東京都	ハノイ工科大学学生採用プラン・インターンシッププラン
PERSOL Global Workforce(株)	東京都	入国前に技能と会話を習得した人材を10か国から
(株)人材サポート	和歌山市	外国人材業界で20年以上の受入実績がある
パーソルエクセルHRパートナーズ(株)	大阪府	現地トップクラスの理系大卒エンジニアを紹介
レバレッジズ(株)	東京都	独自メディアを活用し、外国人採用を戦略から一貫支援
パーソルキャリア(株)	東京都	海外グループ会社と連携し、アジア11か国から紹介可能
(株)じんざいや	和歌山市	豊富な経験と優良機関との提携で人材を紹介
(株)NAVIS	東京都	インドの優秀人材(ITエンジニア、介護、宿泊、農業)を紹介
南海電気鉄道(株)	大阪府	ネパールの優秀理系人材(ITエンジニア)を紹介
(株)KEGキャリア・アカデミー	和歌山市	インドネシアの優秀人材を紹介、貴社に合わせた教育プログラム
みらい事業協同組合	岩出市	ベトナムを中心に東南アジア各国から優秀人材を紹介
株式会社リードエス	東京都	海外現地大学(敢えてトップ大学ではないエンジニア輩出校)と提携
京滋キャリア株式会社	滋賀県	初めて外国人材を雇用される企業にもしっかりと寄り添いサポート
株式会社共新	大阪府	日本語学校・日本語研修センターを運営
国際ビジネス情報協同組合	和歌山県	20年以上の外国人材の取扱い実績あり

外国人材が安心して働ける環境整備事業補助金(企業への補助)

外国人材が「共に働く仲間」として活躍できる環境の形成を図るため、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた環境整備に係る取組等に要する経費を補助。

- 補助対象者** 和歌山県内に事業所を有する事業者であって、申請日時時点でこの事業所において外国人材を雇用している者
- 対象経費等** (1) **就業環境整備** 外国人材の就業環境を改善するための取組
(2) **生活環境整備** 外国人材の生活環境を改善するための取組

取組	補助対象経費	補助率	補助限度額
就業環境整備	①外国人材用の母国語作業マニュアルや就業規則等の作成に要する費用(翻訳ツールによる翻訳を除く。) ②翻訳機器又は設備の導入に要する費用 ③外国人材のスキルアップ支援(スキルアップのための研修など)に要する費用 ④外国人材用の家具、家電購入に要する費用	1/3	30万円 ※一事業者当たり 年度限度額
生活環境整備	⑤外国人材用の自転車購入に要する費用 ⑥外国人材のための不動産改修又は改装に要する費用(申請者が所有する不動産に限る。) ⑦日本語習得や多文化共生のための研修会参加又は開催に要する費用 ⑧日本語学習教材購入に要する費用 ⑨外国人材を受入れている他事業者や地域と外国人材との交流会等への参加又は開催に要する費用		

雇用情勢を見据えた経営者勉強会の開催

県内経済団体等と連携し、労働者人口予測や外国人労働者の伸び率などの具体的な数字をもとにした「マクロ的な視点」から外国人材の受入れについて学ぶ勉強会を開催。

近隣教育機関等との連携

外国人留学生が多数在籍する近隣教育機関等と連携し、個別企業説明会や学内合同企業説明会、就職活動セミナー等を開催。

海外(ベトナム)高等教育機関等とのインターンシップ制度構築

和歌山県内企業とベトナム・ハノイの高等教育機関等とのインターンシップ制度構築に向けた情報交換や交渉を実施。

交通アクセス

ますます便利になる交通ネットワーク

空 港

国際ハブ空港 関西国際空港



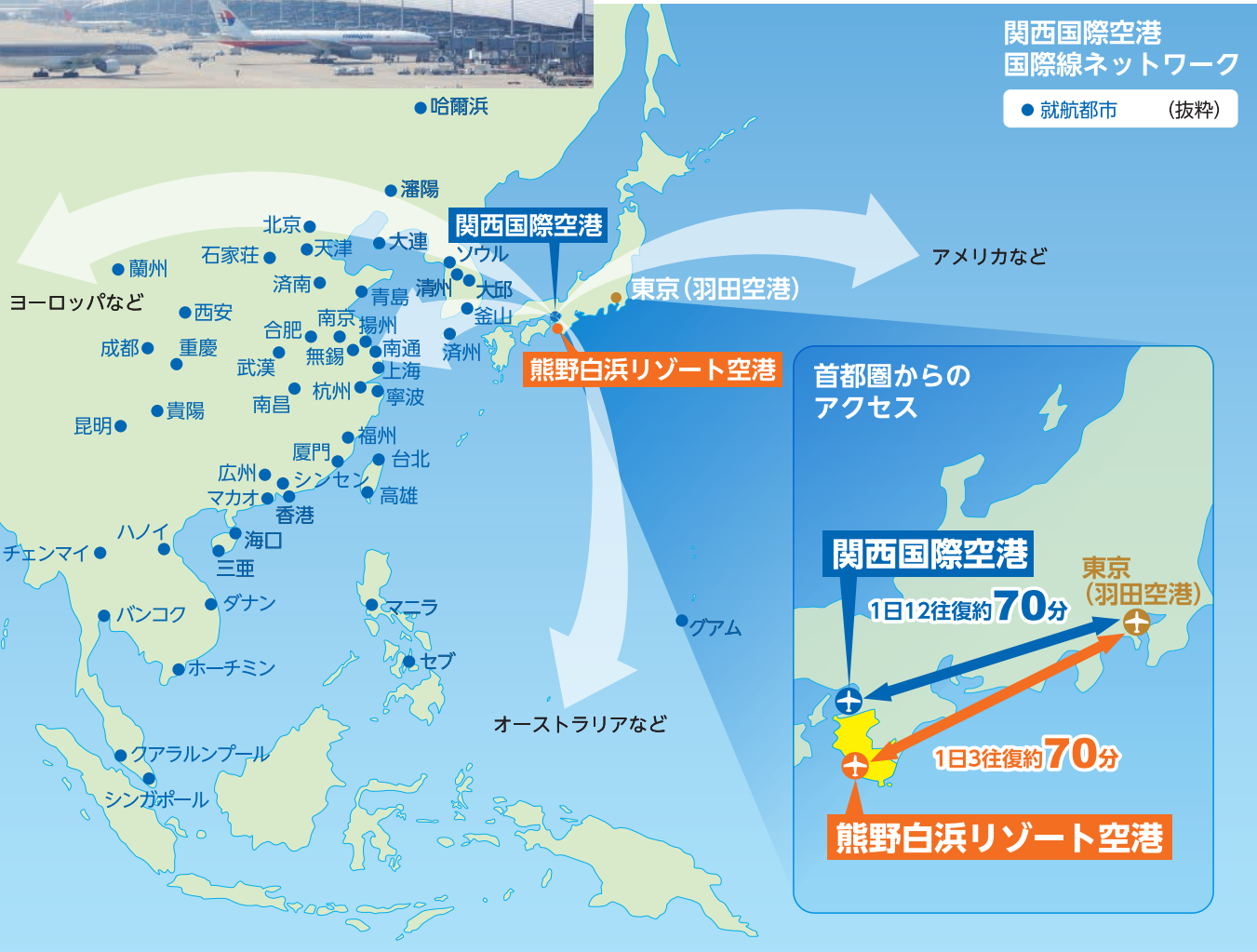
完全24時間運用
複数の長距離滑走路を有する完全24時間空港

- 際内乗り継ぎ機能
- ・世界23ヶ国・地域、79都市と国内主要都市(羽田12便/日、札幌14便/日、福岡4便/日、沖縄14便/日:2025年夏期スケジュール)を接続
 - ・同一ターミナルビル内で国際線と国内線の乗り継ぎが可能

熊野白浜リゾート空港(南紀白浜空港)

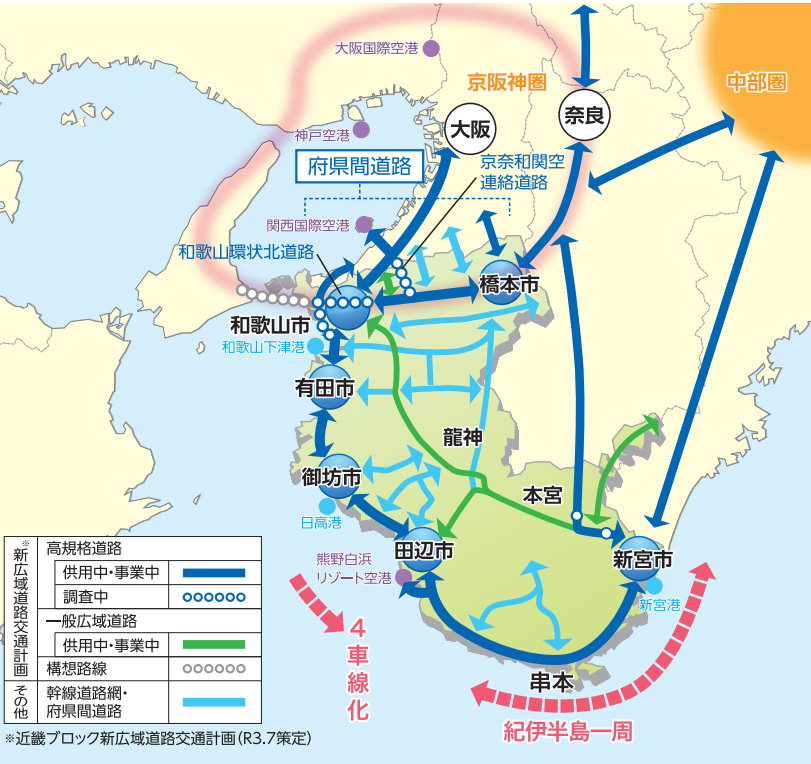


- 定期便
- ・東京(羽田)便が1日3往復で運航
- 機材大型化
- ・全便B737-800で運航(座席数165)
- 運賃
- ・早割や往復割引、小児割引など、ニーズに応じた運賃設定
- アクセス
- ・J R白浜駅から空港連絡バス・路線バスで15～30分
 - ・無料駐車場有



道 路

広域的な交流を支える高速道路ネットワーク(近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道)や、大阪府や近畿圏との交流・連携強化を図る府県間道路、高速道路と内陸部をつなぐ幹線道路網など、県内外の一体的な発展に寄与する幹線道路の整備を推進しています。



京奈和自動車道

2017年に岩出根来IC～和歌山JCT間が開通し、県内全線が供用されています。

近畿自動車道紀勢線

現在進められている、南紀田辺ICまでの4車線化について、2021年12月に有田IC～印南IC間が完成したことにより、慢性的な渋滞が大幅に解消され、時間信頼性が向上しています。また、残る印南IC～南紀田辺ICにおいても、着実に工事が進められています。

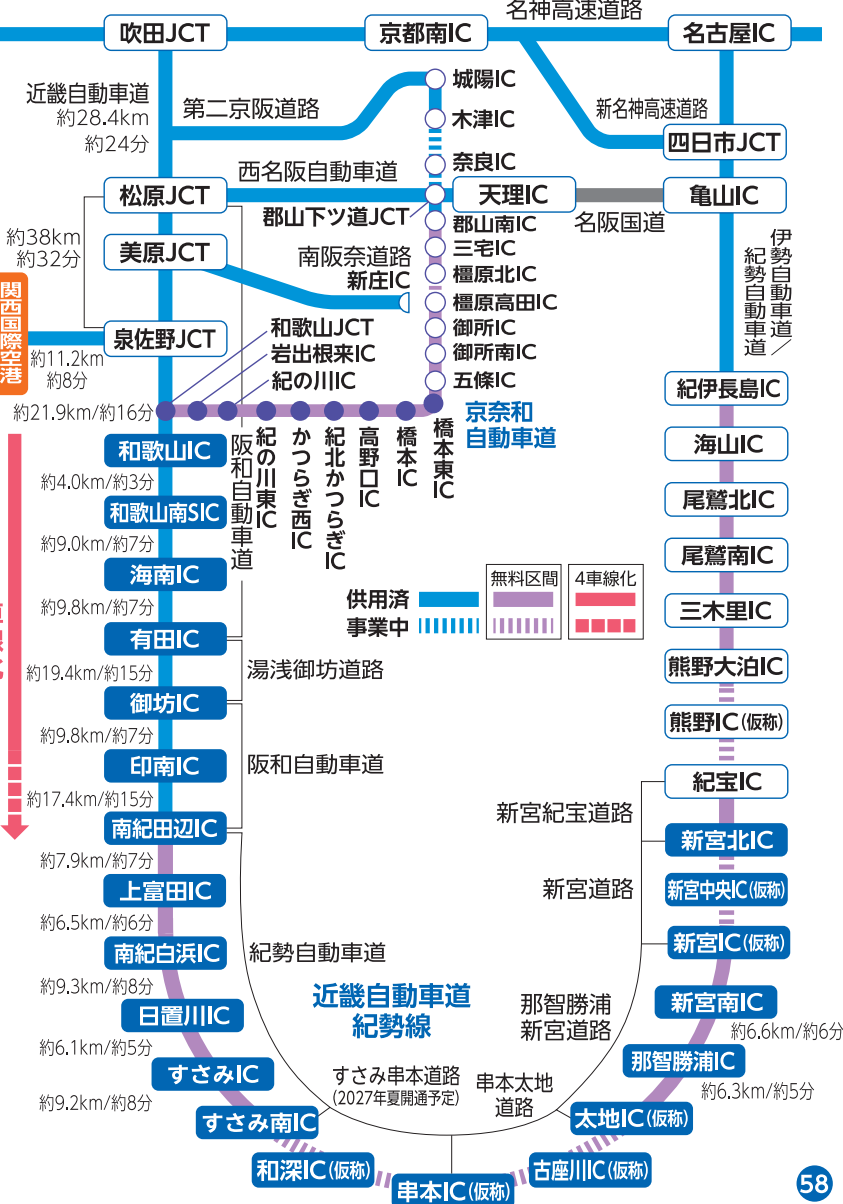


阪和自動車道(4車線化)

また、すさみ南IC以南において、紀伊半島一周高速道路の未整備区間が全線事業化され、新宮紀宝道路が2024年12月に完成し、すさみ串本道路が2027年夏の開通時期が公表されるなど、早期実現に向けた整備が進められています。



新宮紀宝道路(熊野川河口大橋)



港 湾

海岸線約650kmに面している和歌山県には、国際拠点港湾の和歌山下津港、重要港湾の日高港と、新宮港など13の地方港湾があります。

和歌山下津港国際
コンテナターミナル



国際拠点港湾 和歌山下津港 40,000 トン級の大型コンテナ船接岸可能

和歌山市・海南市・有田市の広い範囲にまたがる港湾で、鉄鋼業、石油精製業などの多数の有力企業が臨海部に立地し、これらの企業の原材料や製品の物流の拠点となっています。

また、世界各国につながる韓国釜山港と結ぶ外貿定期コンテナ航路や、神戸港での外貿定期コンテナ航路につなぐ内航フィード航路、四国・徳島と連絡する定期フェリーの就航、千葉港と結ぶ定期RORO船航路など人流・物流の拠点港となっています

国際コンテナターミナルの設備

岸壁	水深-13m(現水深-12m) 延長260m
ガントリークレーン	1基
コンテナターミナル	ヤード面積6ha コンテナ・フレート・ステーション1棟 ハイポール照明2基

鉄 道

JR線は大阪・天王寺駅から和歌山駅までを結ぶ阪和線や奈良・王寺駅から和歌山駅までを結ぶ和歌山線、紀伊半島をぐるりと巡り和歌山市と三重県亀山市を結ぶ全長約384kmの紀勢本線があります。

また、大阪のなんばから和歌山港・高野山などを結ぶ南海電鉄があります。

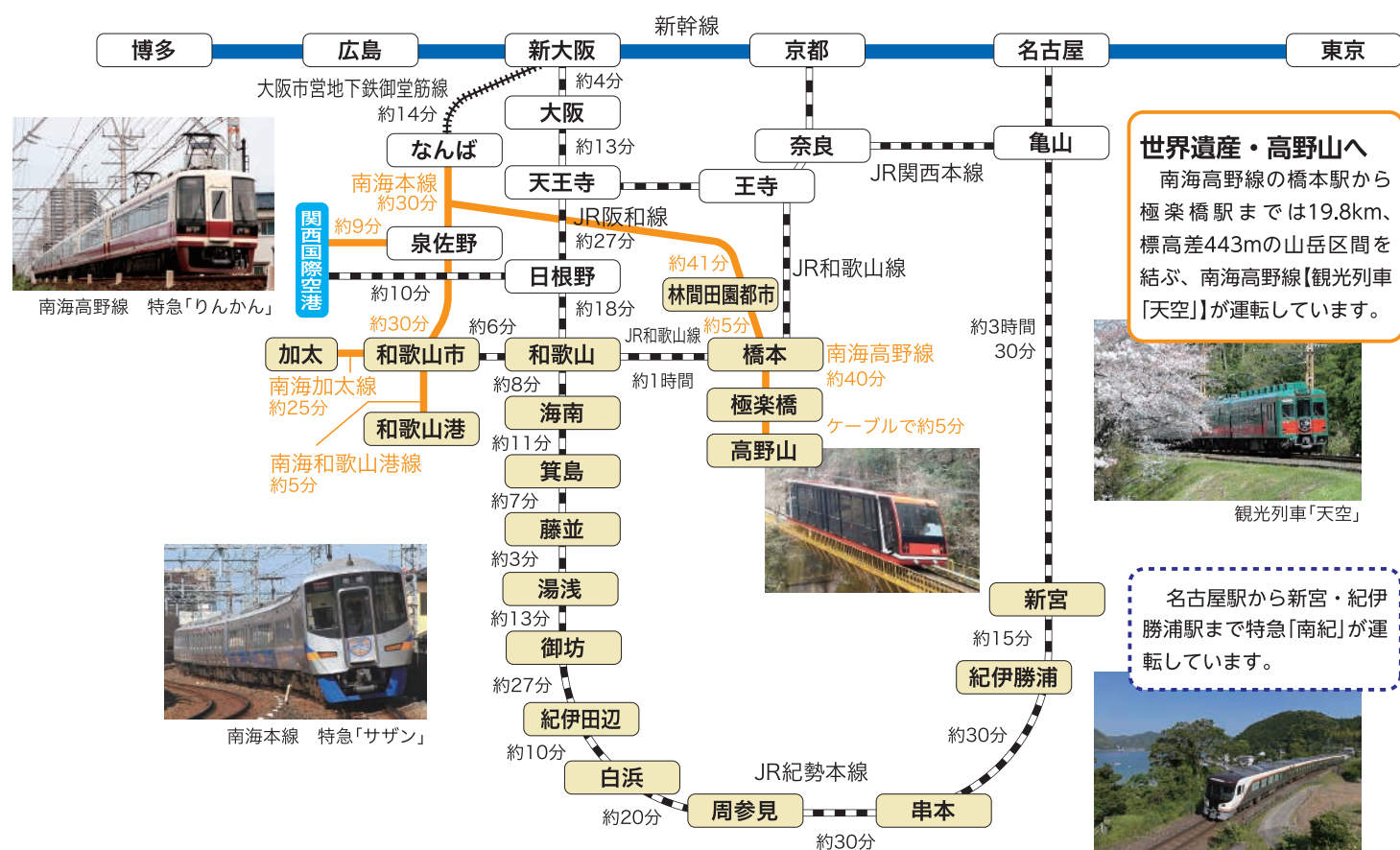
特急くろしおが新大阪駅、大阪駅へ直通運転

特急くろしおは新宮駅から新大阪駅(一部は京都駅)まで運転され、新幹線への乗り継ぎが便利です。

また、大阪駅や天王寺駅にも停車し、私鉄との乗り継ぎや、大阪市内中心部へのアクセスもスムーズです。



特急くろしお「新型車両287系」



全国主要都市からのアクセス一覧

※JR(新幹線)利用

東京	から和歌山市	約4時間
名古屋	から和歌山市	約2時間
広島	から和歌山市	約3時間
博多	から和歌山市	約4時間

※JR(特急)利用

新大阪・大阪	から和歌山市	約1時間
名古屋	から新宮市 (三重県側から)	約3時間30分

※南海電鉄利用

大阪(なんば)	から和歌山市	約1時間
大阪(なんば)	から橋本市	約50分

※自動車・バス利用

大阪	から和歌山市	約1時間30分
名古屋	から新宮市 (三重県側から)	約4時間30分
関西国際空港(T1)	から和歌山市	約40分
東京	から和歌山市	約10時間

※飛行機利用

東京(羽田)	から南紀白浜空港	約1時間10分
東京(羽田)	から関西国際空港	約1時間10分 (関西国際空港からJR・南海・リムジンバスで和歌山へ)

和歌山県内の企業誘致担当窓口

団体名	担当課室名	郵便番号	所在地	電話番号
和歌山県	企業立地課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2753
	公営企業課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3338
和歌山県土地開発公社		641-0024	和歌山市和歌浦西2-1-22	073-448-1832
和歌山市	産業政策課	640-8511	和歌山市七番丁23番地	073-435-1040
海草振興局	地域づくり課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3372
海南市	産業振興課	642-8501	海南市南赤坂11	073-483-8460
紀美野町	企画管財課	640-1192	海草郡紀美野町動木287	073-489-5913
那賀振興局	地域づくり課	649-6223	岩出市高塚209	0736-61-0012
紀の川市	商工労働課	649-6492	紀の川市西大井338	0736-77-2511
岩出市	産業振興課	649-6292	岩出市西野209	0736-62-2141
伊都振興局	地域づくり課	648-8541	橋本市市脇四丁目5-8	0736-33-4909
橋本市	企業誘致室	648-8585	橋本市東家1丁目1-1	0736-33-1211
かつらぎ町	まちづくり推進課	649-7192	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160	0736-22-0300
九度山町	企画公室	648-0198	伊都郡九度山町九度山1190	0736-54-2019
高野町	観光振興課	648-0211	伊都郡高野町高野山357	0736-56-2780
有田振興局	地域づくり課	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1286
有田市	経営企画課	649-0392	有田市箕島50	0737-22-3731
湯浅町	政策企画課	643-0002	有田郡湯浅町青木668-1	0737-63-2552
広川町	企画政策課	643-0071	有田郡広川町広1500	0737-23-7731
有田川町	商工観光課	643-0153	有田郡有田川町中井原136-2	0737-22-4506
日高振興局	地域づくり課	644-0011	御坊市湯川町財部651	0738-24-2911
御坊市	企画政策課	644-8686	御坊市藺350-2	0738-23-5518
美浜町	防災まちづくりみらい課	644-0044	日高郡美浜町和田1138-278	0738-23-4902
日高町	企画まちづくり課	649-1213	日高郡日高町高家626	0738-63-3806
由良町	総務政策課	649-1111	日高郡由良町里1220-1	0738-65-1801
印南町	企画産業課	649-1534	日高郡印南町印南2570	0738-42-1737
みなべ町	政策推進課	645-0002	日高郡みなべ町芝742	0739-72-2142
日高川町	企画政策課	649-1324	日高郡日高川町土生160	0738-22-2041
西牟婁振興局	地域づくり課	646-8580	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7910
田辺市	商工振興課	646-8545	田辺市東山一丁目5-1	0739-26-9970
白浜町	総務課	649-2211	西牟婁郡白浜町1600	0739-43-5555
上富田町	振興課	649-2192	西牟婁郡上富田町朝来763	0739-47-0550
すさみ町	地域未来課	649-2621	西牟婁郡すさみ町周参見4089	0739-55-4801
東牟婁振興局	地域づくり課	647-8551	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9604
新宮市	商工観光課	647-8555	新宮市春日1-1	0735-23-3333
那智勝浦町	観光企画課	649-5392	東牟婁郡那智勝浦町築地7丁目1-1	0735-29-2007
太地町	総務課	649-5171	東牟婁郡太地町太地3767-1	0735-59-2335
古座川町	地域振興課	649-4104	東牟婁郡古座川町高池673-2	0735-67-7901
北山村	企画振興課	647-1603	東牟婁郡北山村大沼42	0735-49-2331
串本町	産業課	649-3592	東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5	0735-62-0557



企業の皆様をサポートする

全力宣言を
紹介します！



和歌山県企業立地
ポータルサイト

企業インタビュー

和歌山県に進出した企業、
県内で躍進する企業それぞれの視点から
和歌山県の魅力を掲載

企業ニーズに
合った用地

10年先を見据えて、
市町村・関係機関等と共同で用地を確保

全国最高水準の奨励金制度

最高 100 億円

県内に新たに対象施設を
建設、取得、賃借または
増設する企業に交付

スピーディな
対応

専任の担当者が
立地のご相談から操業まで対応し、
その後もフォローアップ！

市町村の
優遇制度

県内30市町村の
優遇制度をご案内

充実した
融資制度

県内に工場の新設、増設を
行う企業に資金を融資

最適な雇用を
バックアップ

誘致企業と県内就職希望者との
マッチングを積極的に促進



アクセスが
さらに便利

近畿自動車道紀勢線がさらに南進
高速道路4車線化
(印南ICまで開通)

即戦力
となる
人材育成

各教育機関と連携し、
求められる人材を創出

さらなる
企業活動を
支援

公的試験機関などをはじめ、
高度な技術支援を提供